

平成 31 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 10 号	株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について……………	1
〳 第 11 号	奈良市市街地開発株式会社の事業計画の報告について……………	14
〳 第 12 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画の報告に ついて……………	20
〳 第 13 号	一般財団法人奈良市総合財団の事業計画の報告につい て……………	29
奈良市議案第 19 号	平成 31 年度奈良市一般会計予算……………	46
〳 第 20 号	平成 31 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予 算……………	56
〳 第 21 号	平成 31 年度奈良市国民健康保険特別会計予算……………	58
〳 第 22 号	平成 31 年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算……………	62
〳 第 23 号	平成 31 年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算……………	65
〳 第 24 号	平成 31 年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算……………	67
〳 第 25 号	平成 31 年度奈良市介護保険特別会計予算……………	69
〳 第 26 号	平成 31 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別 会計予算……………	72
〳 第 27 号	平成 31 年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算……………	74
〳 第 28 号	平成 31 年度奈良市病院事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 29 号	平成 31 年度奈良市水道事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 30 号	平成 31 年度奈良市下水道事業会計予算……………	(別冊)
〳 第 31 号	奈良市役所出張所設置条例の一部改正について……………	77
〳 第 32 号	奈良市附属機関設置条例の一部改正について……………	78
〳 第 33 号	奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の 一部改正について……………	79
〳 第 34 号	奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及 び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 の一部改正について……………	80
〳 第 35 号	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整理に関する条例の制定について……………	83

奈良市議案第 36 号	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	86
〳 第 37 号	奈良市特別会計条例の一部改正について……………	88
〳 第 38 号	奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について……………	89
〳 第 39 号	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	99
〳 第 40 号	奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について……………	101
〳 第 41 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について……………	104
〳 第 42 号	奈良市犯罪被害者等支援条例の制定について……………	105
〳 第 43 号	奈良市営駐車場条例の一部改正について……………	110
〳 第 44 号	奈良市温泉施設条例の一部改正について……………	111
〳 第 45 号	奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正について……………	112
〳 第 46 号	包括外部監査契約の締結について……………	113
〳 第 47 号	市道路線の廃止について……………	114
〳 第 48 号	市道路線の認定について……………	122
〳 第 49 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について……………	152
〳 第 50 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について……………	154
〳 第 51 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	156
〳 第 52 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	158
〳 第 53 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	159
〳 第 54 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	160
奈良市諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	162
〳 第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	164
〳 第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	166
〳 第 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	168
〳 第 7 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	170

奈良市報告第10号

株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の事業計画を次のとおり報告する。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成31年度事業計画書

平成31年度株式会社奈良市清美公社事業計画書

自 平成31年4月1日

至 平成32年3月31日

1. 事業方針

株式会社奈良市清美公社は、公益事業所として公共への奉仕をモットーに生活環境の保全と美化の推進に寄与しようとするものである。業務を誠実に遂行するとともに、公共下水道の普及に伴い、し尿収集運搬及び浄化槽清掃業務が減少する社会情勢下において、一層これに代わる業務の拡大と開発に努め、事業の効率化を図り、財務体質の不断の見直しにより経営の安全性を確保していく。

平成31年度においては、再生資源収集運搬業務の受託拡大を計画している。

2. 事業内容

次の各受託業務及び受託外許認可業務等を実施する。

(1) 受託業務

○し尿収集運搬及び手数料の徴収に関する業務

○公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務

○アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務

○東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ収集運搬、東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、中高層住宅、奈良市市街地地域（一部）及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源（空き缶・空きびん・ペットボトル・飲料用紙パック）収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ、環境清美工場のばいじん処理物及び焼却灰（非鉄）の運搬に関する業務

○犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(2) 受託外許認可業務等

○浄化槽の清掃・保守点検に関する業務

3. 業務の方針

(1) 受託業務

業務の運営については、常に適正な処理を行い、市民の生活環境をより清潔に保ち、公衆衛生の向上を目標に、その効率的運用を図る。

(2) 受託外許認可業務等

浄化槽の清掃等については、浄化槽法施行規則第3条の規定に基づいて行い、実施にあたっては計画的かつ円滑な運用を図る。

4. 作業計画

(1) 受託業務

- ① し尿収集運搬については、対象家庭の状況及び交通事情等を勘案し、早朝からの作業を行い、受託外許認可業務等との連携を図り、全車両の効率的な運用を図る。

また、汲取手数料の徴収事務については、口座振替制度への移行を促進し、収納率の向上を図る。

○汲取作業件数（月平均）

種別	当年度	前年度	増減
定額制汲取	1,014件	1,183件	△169件
一般従量制汲取	79件	80件	△1件
事業所等従量制汲取	199件	206件	△7件

- ② 公園・広場等の清掃業務については、当社現有諸機（器）材と人員の効率的な運用により作業を実施する。

○都市公園、ちびっ子広場、広場緑地、近隣公園

当年度	前年度	増減
615か所	596か所	19か所

○街路樹等のかん水

- ・西部第475号線
- ・西部第24号線

- ・西部第38号線他1路線
- ・西大寺一条線
- ・奈良北2号線、北部第595・604・611号線
- ・中部第1124号線

当年度	前年度	増減
6路線	6路線	0

- ③ 公衆便所の清掃業務については、利用者の状況を考慮し、早朝作業による効率的な運用により業務を実施する。

- ・近鉄高の原駅前

当年度	前年度	増減
1か所	1か所	0

- ④ 地下道等清掃業務については、利用状況等を考慮し、計画的に実施する。

- ・近鉄新大宮駅前地下道
- ・近鉄新大宮駅西側地下道
- ・JR平城山駅旅客通路
- ・JR平城山駅西側歩道橋
- ・近鉄高の原駅歩道橋及び広場
- ・近鉄学園前駅前歩道橋

当年度	前年度	増減
(6か所) 13,792㎡	(6か所) 13,792㎡	0

- ⑤ 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地、奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ及び再生資源の収集運搬、環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ収集運搬の各業務については、収集計画に基づき実施する。

また、環境清美工場より発生するばいじん処理物及び焼却灰（非鉄）の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務については、受託条件による年間計画に基

づき実施する。

○家庭ごみ及び再生資源

(対象：東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地、奈良市市街地の一部)

業務名	当年度	前年度	増減
家庭ごみ	88,071世帯	95,526世帯	△7,455世帯
再生資源	64,723世帯	13,692世帯	51,031世帯

○環境清美センター内再生資源回収コーナー

当年度	前年度	増減
1か所	1か所	0

○発泡スチロール製食品トレイ

・市役所・出張所・公民館・人権文化センター等

当年度	前年度	増減
30か所	30か所	0

○ばいじん処理物運搬

・年間運搬量

当年度	前年度	増減
2,170 t	2,200 t	△30 t

○焼却灰（非鉄）運搬

・年間運搬量

当年度	前年度	増減
1,970 t	2,000 t	△30 t

- ⑥ 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務については、保健所の指導・指示のもと、迅速かつ効率的に実施する。

(2) 受託外許認可業務等

- ① 浄化槽の清掃・保守点検業務については、受託業務との連携を図り、効率的な運用により作業を実施する。(件数は月平均)

業務名	当年度	前年度	増減
浄化槽清掃業務	330件	338件	△8件
浄化槽保守点検業務	303件	302件	1件

(3) 作業体制

① 従業員数

職名	当年度	前年度	増減
事務職	9名(内臨時5)	10名(内臨時5)	△1名
現業職	119名(内臨時83)	114名(内臨時76)	5名
合計	128名(内臨時88)	124名(内臨時81)	4名

② 車両台数

車種	当年度	前年度	増減
バキューム車	13台	13台	0
パッカー車	38台	43台	△5台
貨物車 他	26台	20台	6台
営業車	3台	3台	0
合計	80台	79台	1台

5. 事業予算の概要

(収入の部)

① 受託事業収入

(単位：千円)

受託事業名	当年度	前年度	増減
し尿収集運搬及び手数料徴収事務	152,000	151,000	1,000
公園・広場等清掃業務	59,299	58,750	549
アダプトプログラム・グリーンサポートごみ収集	1,823	1,806	17
公衆便所清掃業務	1,233	1,221	12

受託事業名	当年度	前年度	増減
地下道等清掃業務	3,547	3,245	302
東部地域・精華地域等一般家庭ごみ収集運搬業務	24,324	24,100	224
月ヶ瀬・都祁地域ごみ収集運搬業務	33,929	33,620	309
中高層住宅一般家庭ごみ収集運搬業務	83,671	82,903	768
市街地家庭系ごみ収集運搬業務	314,889	351,000	△36,111
一般家庭ごみ収集地域の大型ごみ収集運搬業務	14,173	14,043	130
東部地域再生資源収集運搬業務	3,996	3,960	36
中高層住宅再生資源収集運搬業務	6,906	6,842	64
市街地地域（一部）再生資源収集運搬業務	55,000	4,300	50,700
環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務	2,643	2,618	25
発泡スチロール製食品トレイ収集運搬業務	3,396	3,365	31
ばいじん処理物運搬業務	10,661	11,681	△1,020
焼却灰（非鉄）運搬業務	7,688	7,732	△44
犬・猫等の捕獲・運搬・飼育業務	17,965	17,800	165
音声館清掃業務	0	1,458	△1,458
受託事業収入合計	797,143	781,444	15,699

② 受託外許認可事業等収入

(単位：千円)

事業名	当年度	前年度	増減
浄化槽清掃・保守点検業務	106,174	112,452	△6,278
受託外許認可事業等収入合計	106,174	112,452	△6,278

③ 事業外収入

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
受取利息	68	81	△13
事業外収入合計	68	81	△13

収入合計 (上記①～③の合計)

(単位：千円)

収入合計	当年度	前年度	増減
	903,385	893,977	9,408

(支出の部)

① 事業直接費

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
人件費	487,489	465,109	22,380
福利厚生費	14,249	14,429	△180
燃料費	48,673	47,829	844
事故整理費	700	700	0
保険料	10,128	10,633	△505
旅費交通費	2,044	2,044	0
雑費	3,042	3,060	△18
法定福利費	78,490	76,053	2,437
被服費	3,257	3,121	136
修繕費	47,935	48,466	△531
公租公課	7,674	7,614	60
消耗品費	12,485	12,017	468
賃借料	2,232	8,212	△5,980
減価償却費	26,610	30,158	△3,548
合 計	745,008	729,445	15,563

② 一般管理費

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
人件費	58,265	63,794	△5,529
福利厚生費	1,462	1,733	△271
水道光熱費	2,290	2,282	8
保険料	248	229	19
旅費交通費	62	63	△1

科目	当年度	前年度	増減
通信費	2,172	2,370	△198
図書費	260	260	0
会議費	292	292	0
支払手数料	4,122	4,116	6
減価償却費	2,100	2,100	0
法定福利費	9,389	10,285	△896
公租公課	2,194	2,198	△4
修繕費	784	784	0
消耗品費	1,723	1,723	0
燃料費	295	253	42
交際費	145	145	0
広告費	185	185	0
調査研究費	20	20	0
賃借料	5,237	5,265	△28
雑費	59	59	0
合 計	91,304	98,156	△6,852

③ 事業外費用

(単位：千円)

科目	当年度	前年度	増減
雑損失	168	168	0
消費税	66,905	66,208	697
合 計	67,073	66,376	697

④ 予備費

(単位：千円)

予備費	当年度	前年度	増減
	0	0	0

費用合計 (上記①～④の合計)

(単位：千円)

費用合計	当年度	前年度	増減
	903,385	893,977	9,408

当期利益金 (収入合計－費用合計)

(単位：千円)

当期利益金	当年度	前年度	増減
	0	0	0

予 定 貸 借 対 照 表

平成32年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	191,331	136,148	55,183	
未収入金	11,057	13,298	△ 2,241	
受託事業未収金	69,277	69,830	△ 553	
手数料未収金	2,280	2,467	△ 187	
前払費用	758	728	30	
貯蔵品	2,355	1,761	594	
仮払法人税等	0	0	0	
立替金	0	0	0	
貸倒引当金	△ 491	△ 508	17	
流動資産合計	276,567	223,724	52,843	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	67,582	88,764	△ 21,182	
建物附属設備	2,627	3,094	△ 467	
構築物	506	627	△ 121	
機械器具	11	5	6	
車両運搬具	14,522	13,725	797	
什器備品	1,745	1,428	317	
電話設備	483	604	△ 121	
土地	41,963	41,963	0	
有形固定資産合計	129,439	150,210	△ 20,771	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	310	310	0	
地役権	300	300	0	
ソフトウェア	912	4,830	△ 3,918	
無形固定資産合計	1,522	5,440	△ 3,918	
(3) 投資その他の資産				
出資金	1,440	1,430	10	
長期貸付金	3,981	4,072	△ 91	
保証金	10	10	0	
リサイクル預託金	481	486	△ 5	
投資その他の資産合計	5,912	5,998	△ 86	
固定資産合計	136,873	161,648	△ 24,775	
資産合計	413,440	385,372	28,068	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	6	0	6	
未払金	27,657	36,935	△ 9,278	
未払法人税等	141	141	0	
預り金	6,366	12,888	△ 6,522	
仮受金	450	441	9	
手数料未払金	2,280	2,467	△ 187	
未払消費税	19,497	22,106	△ 2,609	
流動負債合計	56,397	74,978	△ 18,581	
2. 固定負債				
退職給与引当金	209,050	215,480	△ 6,430	
固定負債合計	209,050	215,480	△ 6,430	
負債合計	265,447	290,458	△ 25,011	
Ⅲ 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	10,000	10,000	0	
利益剰余金	137,993	84,914	53,079	
利益準備金	2,500	2,500	0	
任意積立金	0	0	0	
繰越利益剰余金	135,493	82,414	53,079	
純資産合計	147,993	94,914	53,079	
負債及び正味財産合計	413,440	385,372	28,068	

予 定 損 益 計 算 書

自 平成 3 1 年 4 月 1 日

至 平成 3 2 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
受託事業収入	738,095	723,562	14,533	
浄化槽収入	98,317	104,129	△ 5,812	
高压洗浄収入	0	0	0	
建物清掃収入	0	0	0	
売上高合計	836,412	827,691	8,721	
売上原価				
事業直接原価	745,008	729,445	15,563	
売上原価合計	745,008	729,445	15,563	
売上総利益	91,404	98,246	△ 6,842	
販売費及び一般管理費	91,304	98,156	△ 6,852	
営業利益	100	90	10	
営業外収益				
受取利息	63	73	△ 10	
受取配当金	5	5	0	
雑収入	0	0	0	
営業外収益合計	68	78	△ 10	
営業外費用				
支払利息	0	0	0	
雑損失	168	168	0	
営業外費用合計	168	168	0	
経常利益	0	0	0	
特別利益				
貸倒引当金戻入益	0	0	0	
退職給与引当金戻入益	0	15,808	△ 15,808	
特別利益合計	0	15,808	△ 15,808	
特別損失				
資産廃棄損	0	0	0	
貸倒引当金繰越損	7	7	0	
貸倒損失	81	73	8	
退職給与引当金繰入損	1,754	0	1,754	
特別損失合計	1,842	80	1,762	
税引前当期純利益	△ 1,842	15,728	△ 17,570	
法人税、住民税及び事業税	147	142	5	
当期純利益	△ 1,989	15,586	△ 17,575	

奈良市市街地開発株式会社の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の事業計画を次のとおり報告する。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 平成31年度事業計画書

平成31年度奈良市市街地開発株式会社事業計画書

自 平成31年4月1日

至 平成32年3月31日

1. 事業方針

奈良市市街地開発株式会社は市内における新しい都市拠点の形成を目指し、地域社会と調和した都市づくりを推進するため設立され、市街地再開発事業によるJR奈良駅前再開発第1ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営西部会館駐車場の管理等を行っている。

近年では、JR奈良駅西側にホテル、ファーマーズマーケットが開業し、更に新たなホテルの建設もあり、エリアの賑わいがより一層求められている状況の中、平成31年度は、現在空きとなっている1区画に対し積極的なテナント誘致を行い、収益の確保と商業エリアへの集客を図っていく。

2. 事業内容

- JR奈良駅前再開発第1ビル商業床の管理運営
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビル各施設の設備管理、清掃業務
- 奈良市営西部会館駐車場の管理運営
- 前各号に関連又は付帯する事業

3. 業務の方針

(1) ビル管理運営業務

再開発ビルの管理運営については、ビル利用者の利便性の確保のため、ビルの各種設備の適切な保守管理を行うとともに、駅直近の商業施設として地域の賑わいを担い利用者の増に努める。

(2) 駐車場管理運営業務

利用者へのサービス向上と運営管理の質的改善を常に実施し、安全で快適かつ適切な奈良市営西部会館駐車場の管理等を行う。

4. 事業予算の概要

平成31年度は、JR奈良駅周辺の市営駐車場の管理運営収入が無くなり、事業収入が減額になるが、JR奈良駅前再開発第1ビルの商業施設の空き区画も残り1箇所となったことで当期の利益金は1,820千円を見込む。

(収入の部)

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増減
事業収入	175,800	225,400	△ 49,600
(内訳) 商業床等管理収入	130,800	118,700	12,100
駐車場管理運営収入	0	61,700	△ 61,700
学園前再開発ビル受託収入	45,000	45,000	0
事業外収入	300	300	0
収入合計	176,100	225,700	△ 49,600

(支出の部)

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増減
総費用	174,280	215,100	△ 40,820
(内訳) 人件費	16,540	16,180	360
福利厚生費	3,360	3,300	60
委託費	44,600	85,100	△ 40,500
賃借料	56,500	56,500	0
共益費	43,200	41,930	1,270
販促費	600	600	0
消耗品費	1,300	3,200	△ 1,900
通信費	300	340	△ 40
燃料費	20	20	0

科 目	当年度	前年度	増減
減価償却費	1,430	1,700	△ 270
修繕費	2,000	1,500	500
会議費	20	20	0
手数料	2,300	2,300	0
公租公課	500	500	0
諸会費	100	100	0
旅費交通費	160	10	150
保険料	250	700	△ 450
雑費	1,100	1,100	0
支出合計	174,280	215,100	△ 40,820

(当期利益金)

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増減
当期収支差額	1,820	10,600	△ 8,780

予 定 貸 借 対 照 表

平成32年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金及び預金	191,193	184,150	7,043	
未収金	1,900	277	1,623	
未収入金	6,070	11,900	△ 5,830	
前払費用	5,200	5,260	△ 60	
預け金	0	762	△ 762	
流動資産合計	204,363	202,349	2,014	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	17,762	17,762	0	
建物付属設備	16,448	16,448	0	
車両運搬具	795	795	0	
什器備品	1,037	541	496	
減価償却累計額	△ 20,200	△ 18,900	△ 1,300	
有形固定資産合計	15,842	16,646	△ 804	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	400	400	0	
無形固定資産合計	400	400	0	
(3) 投資その他の資産				
保証金	0	0	0	
投資その他の資産合計	0	0	0	
固定資産合計	16,242	17,046	△ 804	
資産合計	220,605	219,395	1,210	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	1,500	1,000	500	
未払外注費	3,950	8,420	△ 4,470	
未払費用	2,200	2,300	△ 100	
前受金	3,000	3,000	0	
預り金	100	100	0	
売上預り金	12,500	22,400	△ 9,900	
未払い法人税等	300	300	0	
流動負債合計	23,550	37,520	△ 13,970	
2. 固定負債				
預り保証金	34,875	34,875	0	
固定負債合計	34,875	34,875	0	
負債合計	58,425	72,395	△ 13,970	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	100,000	100,000	0	
資本剰余金	18,700	18,700	0	
利益剰余金	43,480	28,300	15,180	
繰越利益剰余金	43,480	28,300	15,180	
(うち当期純利益)	(1,820)	(10,600)	(△ 8,780)	
純資産合計	162,180	147,000	15,180	
負債及び純資産合計	220,605	219,395	1,210	

予 定 損 益 計 算 書

自 平成 3 1 年 4 月 1 日

至 平成 3 2 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
商業床等管理収入	130,800	118,700	12,100	
駐車場管理運営収入	0	61,700	△ 61,700	
学園前再開発ビル受託収入	45,000	45,000	0	
売上高合計	175,800	225,400	△ 49,600	
売上原価				
当期製品製造原価	162,570	0	162,570	
売上原価合計	162,570	0	162,570	
販売費及び一般管理費	11,410	214,800	△ 203,390	
営業利益	1,820	10,600	△ 8,780	
営業外収益				
受取利息	30	30	0	
雑収入	270	270	0	
営業外収益合計	300	300	0	
経常利益	2,120	10,900	△ 8,780	
税引前当期純利益	2,120	10,900	△ 8,780	
法人税、住民税及び事業税	300	300	0	
当期純利益	1,820	10,600	△ 8,780	

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画を次のとおり報告する。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成31年度事業計画書

平成31年度公益財団法人奈良市生涯学習財団事業計画書

自 平成31年4月1日

至 平成32年3月31日

1. 事業方針

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上・健康の増進・情操の純化を図り、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与することを目的として、実際生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行うとともに、市民の立場に立った施設運営を行い、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことのできる学習環境の整備を促進する。

公民館を核とした地域課題解決のための仕組みづくりや地域のネットワークの構築を促進するため、公民館で開催する「おしゃべり会」を、職員向けファシリテーション研修での学びを生かしながら、より有意義な話し合い・学び合いの場となるよう努めていく。

また、これまで公民館を利用することの少なかった中学生・高校生たちとの繋がりを生かし、若い世代にも生涯学習の機会や場の提供を広げていく。

加えて、市民が多様な学びの成果や経験を発表・活用する場を拡充する。全国の優れた実践に学ぶ機会を設け、当財団の取組及び奈良発の社会教育・生涯学習実践を全国に発信する機会を設ける。

2. 事業内容

(1) 受託事業

社会教育・生涯学習に関する事業を幅広く展開していくために、奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開する。特に、市民が生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において学び続けることができるよう、多様な学習機会の提供に努める。また、日頃の様々な学習活動の成果を発表する機会を充実させることにより、新たな学習活動への意欲をかきたて、参加者の交流の場となることを目指す。

なお、平成31年度は施設ごとに策定している中期計画の2年目に当たるため、1年目の成果・課題を踏まえ、5年後の目標達成に向けて着実に取組を進める。

○公民館事業

生涯学習センター・公民館の活性化と、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えることを目指し、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行う。

特に、人口減少・少子高齢化が進行する中で高齢者・団塊の世代の学習促進を図り、社会参画や仲間づくりへと繋がる事業や、安心して子育てができる家庭教育支援の取組を進め、この取組の中で地域のつながりが創出されることを目指す。

平成31年度からは毎月1～2の公民館で「おしゃべり会」を開催し、2年間かけて全24館で取り組むことにより、公民館を核とした地域課題解決のための仕組みづくりや地域のネットワークの構築を促進する。なお、平成29～30年度に実施した「おしゃべり会」の成果・課題を踏まえるとともに、平成30年度の職員研修で行ったファシリテーション研修での職員の学びを生かし、より有意義な話し合い・学び合いの場となるよう努める。

さらに、平成30年度に「子どもの参画ネットワーク奈良」との共催で初めて行った、子どもが社会の仕組みを楽しく学ぶイベント「子ども奈良CITY」を引き続き開催する。

○公民館管理運営事業

市民がいつでも気軽に利用できる生涯学習活動の拠点として、公民館の機能強化と市民の立場に立った施設運営を図るとともに、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行う。また、次世代を担う若い世代の利用を促進する方策について検討する。

[指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	奈良市立中部公民館	奈良市立西部公民館
奈良市立南部公民館	奈良市立三笠公民館	奈良市立田原公民館
奈良市立富雄公民館	奈良市立柳生公民館	奈良市立若草公民館
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市立興東公民館	奈良市立春日公民館
奈良市立二名公民館	奈良市立京西公民館	奈良市立平城西公民館
奈良市立伏見公民館	奈良市立富雄南公民館	奈良市立平城公民館
奈良市立飛鳥公民館	奈良市立都跡公民館	奈良市立登美ヶ丘南公民館
奈良市立平城東公民館	奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市立都祁公民館

計24施設

(2) 自主事業

奈良市の関連諸施策や関係機関との連携を図り、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会の提供を目指す。また、当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、講師派遣等の事業展開を行う。さらに、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業開催にも取組を進める。

また、社会教育研究全国集会（奈良集会）を開催することにより、市民が多様な学びの成果や経験を発表・活用する場を拡充する。併せて、全国の優れた実践に学ぶ機会とするとともに、当財団の取組及び奈良発の社会教育・生涯学習実践を全国に発信する機会を設ける。

収 支 予 算 書

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業活動収入	611,940	622,431	△ 10,491	
基本財産運用収入	11	20	△ 9	
基本財産利息収入	11	20	△ 9	
協定事業収入	604,373	615,524	△ 11,151	
指定管理受託収入	603,400	614,771	△ 11,371	
講座受講料収入	973	753	220	
補助金等収入	1,673	0	1,673	
補助金収入	1,673	0	1,673	
自主事業収入	5,710	6,697	△ 987	
講師派遣収入	100	100	0	
事業収入	5,510	6,497	△ 987	
助成金収入	100	100	0	
雑収入	173	190	△ 17	
受取利息	3	10	△ 7	
雑収入	170	180	△ 10	
経常収益計	611,940	622,431	△ 10,491	
(2) 経常費用				
事業費	591,639	601,950	△ 10,311	
人件費	401,960	408,987	△ 7,027	
給料	142,266	155,632	△ 13,366	
賃金	98,858	88,433	10,425	
職員手当	81,620	79,712	1,908	
福利厚生	56,020	60,977	△ 4,957	
賞与引当金繰入	23,196	24,233	△ 1,037	
事業経費	189,679	192,963	△ 3,284	
諸謝金	7,919	7,680	239	
旅費交通費	307	363	△ 56	
消耗品費	6,106	5,803	303	
燃料費	1,227	1,187	40	
会議費	240	252	△ 12	
印刷製本費	1,752	1,455	297	
光熱水料費	46,665	51,084	△ 4,419	
修繕費	4,147	2,578	1,569	
医薬材料費	24	24	0	
通信運搬費	2,314	2,392	△ 78	
減価償却費	17,886	17,654	232	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
手数料	1,845	2,273	△ 428	
保険料	1,790	1,979	△ 189	
委託費	58,728	63,269	△ 4,541	
賃借料	2,863	3,343	△ 480	
負担金	94	140	△ 46	
広告料	80	155	△ 75	
租税公課	35,692	31,332	4,360	
管理費	20,301	20,481	△ 180	
人件費	11,154	11,349	△ 195	
給料	3,947	4,319	△ 372	
賃金	2,744	2,454	290	
職員手当	2,265	2,212	53	
福利厚生	1,554	1,692	△ 138	
賞与引当金繰入	644	672	△ 28	
管理経費	9,147	9,132	15	
諸謝金	160	100	60	
旅費交通費	146	165	△ 19	
消耗品費	99	104	△ 5	
燃料費	35	33	2	
光熱水料費	1,295	1,416	△ 121	
通信運搬費	65	66	△ 1	
手数料	183	236	△ 53	
委託費	308	300	8	
賃借料	494	599	△ 105	
負担金	6,299	6,050	249	
租税公課	63	63	0	
経常費用計	611,940	622,431	△ 10,491	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	2,778	2,778	0	
一般正味財産期末残高	2,778	2,778	0	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0	
III 正味財産期末残高	52,778	52,778	0	

予 定 貸 借 対 照 表

平成32年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	91,844	89,616	2,228	
未収金	109	179	△ 70	
立替金	1,251	555	696	
流動資産合計	93,204	90,350	2,854	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
その他固定資産				
リース資産	33,637	51,544	△ 17,907	
その他固定資産合計	33,637	51,544	△ 17,907	
固定資産合計	83,637	101,544	△ 17,907	
資産合計	176,841	191,894	△ 15,053	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	21,666	21,283	383	
預り金	3,124	2,690	434	
賞与引当金	23,840	24,905	△ 1,065	
リース債務	17,886	17,892	△ 6	
未払消費税等	8,796	5,694	3,102	
流動負債合計	75,312	72,464	2,848	
2. 固定負債				
リース債務	15,751	33,652	△ 17,901	
退職給付引当金	33,000	33,000	0	
固定負債合計	48,751	66,652	△ 17,901	
負債合計	124,063	139,116	△ 15,053	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体補助金	50,000	50,000	0	
指定正味財産合計	50,000	50,000	0	
(うち基本財産への充当額)	50,000	50,000	0	
2. 一般正味財産	2,778	2,778	0	
正味財産合計	52,778	52,778	0	
負債及び正味財産合計	176,841	191,894	△ 15,053	

予定正味財産増減計算書

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業活動収入	611,940	622,431	△ 10,491	
基本財産運用収入	11	20	△ 9	
基本財産利息収入	11	20	△ 9	
協定事業収入	604,373	615,524	△ 11,151	
指定管理受託収入	603,400	614,771	△ 11,371	
講座受講料収入	973	753	220	
補助金等収入	1,673	0	1,673	
補助金収入	1,673	0	1,673	
自主事業収入	5,710	6,697	△ 987	
講師派遣収入	100	100	0	
事業収入	5,510	6,497	△ 987	
助成金収入	100	100	0	
雑収入	173	190	△ 17	
受取利息	3	10	△ 7	
雑収入	170	180	△ 10	
経常収益計	611,940	622,431	△ 10,491	
(2) 経常費用				
事業費	591,639	601,950	△ 10,311	
人件費	401,960	408,987	△ 7,027	
給料	142,266	155,632	△ 13,366	
賃金	98,858	88,433	10,425	
職員手当	81,620	79,712	1,908	
福利厚生	56,020	60,977	△ 4,957	
賞与引当金繰入	23,196	24,233	△ 1,037	
事業経費	189,679	192,963	△ 3,284	
諸謝金	7,919	7,680	239	
旅費交通費	307	363	△ 56	
消耗品費	6,106	5,803	303	
燃料費	1,227	1,187	40	
会議費	240	252	△ 12	
印刷製本費	1,752	1,455	297	
光熱水料費	46,665	51,084	△ 4,419	
修繕費	4,147	2,578	1,569	
医薬材料費	24	24	0	
通信運搬費	2,314	2,392	△ 78	
減価償却費	17,886	17,654	232	
手数料	1,845	2,273	△ 428	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
保険料	1,790	1,979	△ 189	
委託費	58,728	63,269	△ 4,541	
賃借料	2,863	3,343	△ 480	
負担金	94	140	△ 46	
広告料	80	155	△ 75	
租税公課	35,692	31,332	4,360	
管理費	20,301	20,481	△ 180	
人件費	11,154	11,349	△ 195	
給料	3,947	4,319	△ 372	
賃金	2,744	2,454	290	
職員手当	2,265	2,212	53	
福利厚生	1,554	1,692	△ 138	
賞与引当金繰入	644	672	△ 28	
管理経費	9,147	9,132	15	
諸謝金	160	100	60	
旅費交通費	146	165	△ 19	
消耗品費	99	104	△ 5	
燃料費	35	33	2	
光熱水料費	1,295	1,416	△ 121	
通信運搬費	65	66	△ 1	
手数料	183	236	△ 53	
委託費	308	300	8	
賃借料	494	599	△ 105	
負担金	6,299	6,050	249	
租税公課	63	63	0	
経常費用計	611,940	622,431	△ 10,491	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	2,778	2,778	0	
一般正味財産期末残高	2,778	2,778	0	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0	
III 正味財産期末残高	52,778	52,778	0	

一般財団法人奈良市総合財団の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の事業計画を次のとおり報告する。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 平成31年度事業計画書

平成31年度一般財団法人奈良市総合財団事業計画書

自 平成31年4月1日

至 平成32年3月31日

1. 事業方針

一般財団法人奈良市総合財団は、奈良市が設置する施設の指定管理者として利用者の視点に立った管理運営に努め、あらゆる人にとって利用し易い施設を目指すとともに、文化・スポーツ・武道の普及振興や「ならまち」・「都祁地域」の地域振興に関する事業並びに中小企業勤労者に対する福祉事業を実施し、更なる文化の創造及び市民福祉の増進を目指す。

当財団の運営にあたっては、自立化を目指した改革を進めるために財団職員の経営意識の向上に努めるとともに、他の外郭団体と連携して改革研究を実施し、研修や人事管理システムの整備、会計管理等の適正化による内部統制の強化を進めており、これらについて不断の研究努力を進める。

また、経営基盤の安定化を図るべく自主事業の収益性を絶えず見直し、経費節減と事業の質的向上を目指した取組を積極的に進め、市民の要請にきめ細かく対応するべく努力を重ね、地域社会の発展に一層寄与するべく事業展開を図っていく。

2. 事業内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と、文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道振興事業、まちづくり振興事業、勤労者福祉サービス事業、都祁地域振興事業を推進する。

(1) 文化振興事業

国際文化観光都市奈良の文化の向上及び発信に努め、市民の美術鑑賞と創作活動の活性化による地域社会づくりに寄与することを目的とした事業を行う。

○なら100年会館

奈良県内最大のホールという特色を生かして、多様な鑑賞の機会を提供するとともに、創造の場・創作拠点として様々なニーズに対応できる利用者のためのホールを目

指す。

事業については、奈良が発祥の地である能楽の普及・発展を目指し、神社仏閣との連携を含めた奈良の魅力再発見能楽普及事業、地元商店街等での「まちなか万葉劇場」やオペラの魅力を分かりやすく伝える「オペラ魅力探訪」等の万葉オペラ・ラボ事業、次世代を担う若手演奏家育成事業、誰もが音楽を楽しめるバリアフリーコンサート、楽器体験等を通して子どもたちが音楽の素晴らしさを体感できる「こども未来プロジェクト」等を開催する。

○奈良市美術館

貸館事業と当館主催の展覧会事業を通じて、「利用者の作品が主役の美術館」をコンセプトに、優れた芸術を発表・鑑賞する機会を提供し、市民文化の創造と振興の促進を図る。

事業については、奈良市教育委員会及び奈良市美術家協会との共催作品展や公募市展「なら」、大学との連携協力による各種講座、芸術文化の振興と発信の一環として奈良の奥深い魅力を現地散策しながら紹介する「奈良の散歩道」を開催する。

展覧会においては、奈良の観光の移り変わりや生活文化と観光の変遷を紹介する「奈良を観る～奈良観光と美術～」展を開催する。

当年度においては、新しく美術館運営の専門家の意見も聞き、展覧会事業の企画等の充実により誘客を図る。

○奈良市北部会館市民文化ホール

文化振興の拠点として、文化を通して地域との連携、協働を礎とした活性化、幅広い世代の市民が文化・芸術に触れることのできる環境づくりを目指す。音楽等の発表の場の提供、作品の展示・観覧スペースを設置し、文化に対する意識の高揚、自主的な文化活動の促進を通じて地域のにぎわいづくりを図る。

事業については、地域とのつながりを意識した「ニュータウンフェスタたかのはら」、日本文化に触れる機会を提供する「邦楽体験教室」、癒しの空間を楽しむ「オータムコンサート」、様々な世代が気軽に参加できる「コーラス教室」、文化・健康事業として多種多様なジャンルを網羅した「高の原文化・健康講座」のほか、「観たい・聴きたい・体験したい」をテーマに各種講座を開催する。

○奈良市杉岡華邨書道美術館

利用者に書道芸術の学習、書道作品等の鑑賞の機会を提供し、書道の普及向上及び

市民文化の形成促進を図る。

事業については、展示作品を中心とした「列品解説講座」や「解説会」、書道に関する幅広い分野をテーマにした「書道文化講座」、初心者でもすぐに生かせる「書道実技講座」、子ども向けの「筆書き体験コーナー」や「夏休みこどもクイズ」を開催する。

また、友の会（平成26年度発足）会員に展覧会等の情報を発信する等、書道の普及活動を行う。

展覧会においては、平成26年度から続く「近現代かな書の流れ」シリーズの第4回展や現代書壇を代表する漢字作家を紹介するシリーズ展で謙慎書道会の第5回目となる「殿村藍田ゆかりの書家」展などの企画展を杉岡華邨作品による館蔵品展と共に開催する。

[指定管理施設]

なら100年会館

奈良市美術館

奈良市北部会館市民文化ホール

奈良市杉岡華邨書道美術館

(2) スポーツ・武道振興事業

奈良市が策定した「奈良市スポーツ推進計画」に沿ってスポーツ・武道の普及振興を図り、青少年の健全育成、利用者の心身の健全な発達に寄与するための事業を行う。

○奈良市中央体育館等6施設及び奈良市西部生涯スポーツセンター等19施設

スポーツ普及振興事業については、昨年度に引き続き、奈良市体育協会加盟団体の協力によるソフトテニス、卓球、バドミントン等の競技スポーツ関連の教室、トップアスリートとの交流を深めることのできる「バスケットボールスクール」のほか、「水泳教室」、「水中健康運動教室」、「ダンベル&健康運動教室」、「やさしいストレッチ教室」、「操体法教室」、「健康体操教室」、「ノルディックウォーキング教室」を開催し、利用者へのスポーツ活動の機会提供並びに生活習慣病予防等の健康増進を図る。

なお、当年度は、新たに「たのしいフロアウォーキング教室」を開催するほか、明るい長寿社会づくりへの貢献をテーマに、奈良市万年青年クラブの協力を得て、高齢

者の健康づくりを応援するための催事「高齢者向けヘルスケア」を開催する。

武道普及振興事業においては、武道発祥の中心地として、剣道・柔道・なぎなた・槍術・弓道等の各種武道関連団体との連携協力のもと「奈良市武道土用稽古会」、「奈良市寒稽古会」、「奈良市参禅会」及び武道教室を開催し、人格の形成、道徳心の向上、礼節を尊重する心の養成を図るとともに、武道人口の裾野の拡大及び武道の更なる発展・活性化に努める。

当年度は、平成19年から平成29年の10年間で約4倍に増加している奈良市を訪れた外国人観光客数に着目し、訪日外国人に武道精神と日本のコミュニケーションを学ぶ機会を提供することを目的とした弓道の体験教室を新たに開催する。

[指定管理施設]

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市中央体育館（愛称：ならでんアリーナ）

奈良市中央第二体育館（愛称：ならでん第二アリーナ）

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市青山プール

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

奈良市柏木コート

奈良市黒谷コート

奈良市平城第一コート

奈良市平城第二コート

奈良市青山コート

奈良市佐保山コート

奈良市西部生涯スポーツセンターコート

奈良市南部生涯スポーツセンターコート

奈良市中央武道場（愛称：ならでん武道場）

奈良市中央第二武道場（愛称：ならでん第二武道場）

奈良市弓道場（愛称：ならでん弓道場）

奈良市柏木球技場

奈良市黒谷球技場

奈良市平城第一球技場
奈良市平城第二球技場
奈良市中ノ川球技場
奈良市奈良阪球技場
奈良市登美ヶ丘球技場
奈良市西部生涯スポーツセンター球技場
奈良市南部生涯スポーツセンター球技場
奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場
奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート
奈良市鴻ノ池相撲場（愛称：ならでん相撲場）
奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス

(3) まちづくり振興事業

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域文化を振興するとともに伝統的文化、芸能及び工芸を継承することにより、「ならまち」の活性化と市民文化の発展に寄与するための事業を行う。

○奈良市ならまちセンター

地域と密着・連携した事業を展開し、地元ならまちの方のみならず広く奈良市民、観光客、社会包摂としての社会的弱者等にとってのにぎわいの場を育むならまちセンターとして、ふれあい豊かな地域社会づくりを目指す。

事業については、「人に優しく、更なるにぎわいと未来へ向かうならまち」をテーマに、地域に密着し根付いている「ならまち篝火コンサート」や奈良らしさを大切にしたい「ならまちコンサート」、地域連携として奈良町落語館との共催による「ならまち落語会」ほか、ならまち振興と教育機関との連携として奈良大学との共催による「世界遺産・夜間講座」、市民の成果発表の場であり地域交流としてのふれあいの場としての「ならまちいきいきフェスティバル」等を開催する。当年度は、複合施設である利点を生かし、図書館、レストラン、地域との連携で、芝生広場活用プロジェクトを新規事業として開催する。

○奈良市音声館

伝統的な芸能の継承と音楽・演芸の振興を図り、地域とのつながりやネットワークの蓄積とともに市民の文化の向上を図る。

事業については、奈良に伝わる『わらべうた』をあらゆる世代に伝承するための事業として「ならまちわらべうた教室」を通年で開催し、従来の親子・子どものクラスに「大人クラス」を加える。奈良の歴史や文化を伝承する事業として、東大寺監修による創作ミュージカル「二月堂良弁杉」の定期公演をはじめ、新作への取組や大紙芝居の学校等への出張公演も積極的に行う。また、音楽を通じた市民のふれあいの場や音楽愛好者へ発表の場を提供する事業として「エントランスコンサート」等の定期公演に加え、プロのアーティストによるコンサートを年2回程度行い、市民からの声をもとに企画した市民参加型の「ミュージックフェスティバル」も継続して行う。そのほか、幼稚園や保育園での「出張わらべうた教室」、「子ども邦楽教室（箏・三味線・尺八）」、「お茶教室」、「いけ花教室」を開催し、子どもたちに伝統文化や音楽を学ぶ場を提供する。

○なら工芸館

奈良伝統工芸振興の拠点として、奈良の工芸作家等と連携し、多様な利用者ニーズに対応する様々な事業を行うとともに、ならまちの文化事業活性化に取り組み、市民や観光客に親しまれるなら工芸館を目指す。

事業については、工芸作品の展示・販売・制作実演や「奈良工芸フェスティバル」、「子ども工芸教室」、「工芸制作体験教室」、「一日体験工芸教室」等の各種教室を開催するほか、日本工芸会近畿支部の協力を得て、「第48回日本伝統工芸近畿展」入選作品の中から、奈良市近隣在住者の作品を中心とした特別企画展を開催する。

また、奈良伝統工芸の後継者を育成・支援し、その技術・技法を後世に伝承することを目的とした事業に取り組む。

○入江泰吉記念奈良市写真美術館

写真芸術に特化した写真専門の美術館としての役割を果たすため、主要収蔵品となる奈良大和路を撮り続けた写真家・入江泰吉作品の公開だけでなく、国内外の著名な写真家や今後の活躍が期待される若手写真家の作品展を開催する。また、収蔵品の保存・管理・活用業務として水洗処理や作品のデジタル化、データベースの構築等を継続的に行う。

写真の教育・普及事業として「高畑デジタル写真倶楽部」等の各種講座や、「入江

「泰吉記念写真賞」の第四回開催に向けた準備期間として同賞に対する支援の輪を広げていくなど、写真文化の発展と奈良から世界に通用する写真家を輩出するための写真家育成に努める。

○入江泰吉旧居

写真家・入江泰吉の人となりとその功績を顕彰する事業を入江泰吉記念奈良市写真美術館と協同展開する。入江泰吉や奈良の魅力を引き出す講座や暗室体験など、写真文化向上に努めるとともに、東大寺旧境内という立地を生かし、古都散策の拠点を目指す。そのほか、奈良市きたまちの活動団体や寺社と連携し、地域の活性化や観光振興につながる事業を開催する。

○奈良市ならまち格子の家

ならまち観光の見所紹介等の案内業務及びならまちの歴史と町並み紹介の常設展示を開催し、奈良の町家の生活様式に直接触れる機会を観光客や市民に提供する。また、コンソーシアム事業として物販や体験事業のほか、イベントの情報を常時提供できる事業を行う。

[指定管理施設]

奈良市ならまちセンター

奈良市音声館

なら工芸館

入江泰吉記念奈良市写真美術館

入江泰吉旧居

奈良市ならまち格子の家

(4) 勤労者福祉サービス事業

○勤労者福祉サービスセンター事業部門、奈良市勤労者総合福祉センター

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るため、総合的な福祉事業を行う。

事業については、市内中小企業勤労者の福利厚生向上を目指すべく、会員制度『うえるびい奈良』の充実を図り、会員の募集に努めながら、人間ドックの費用補助等による健康意識の向上を図る事業や、バスツアー、旅行費用補助、コンサート・スポーツ・グルメ・レジャー施設チケットの斡旋、趣味・教養講座の受講補助、貸付幹

旋事業等の余暇活用の充実を図るための事業、会員とその家族に対する慶弔給付金等の事業を実施する。また、全国中小企業勤労者福祉サービスセンターへの加盟により、全国の協定施設の利用サービス等多彩なメニューや地域に根差したサービスを提供することによって、福利厚生の実と、企業のイメージアップ、人材の確保・定着、士気高揚につなげ、中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与する事業を行う。

施設の管理運営の事業においては、教養及び文化の向上、健康の維持増進を図るべく、勤労者をはじめ広く市民を対象として、自己啓発事業の「パソコン教室」や「陶芸教室」、生涯スポーツ事業の「社交ダンス講座」、「ヨガ教室」等、利用者の要望を取り入れながら、ニーズに応じた各種教室を開催する。

[指定管理施設]

奈良市勤労者総合福祉センター

(5) 都祁地域振興事業

奈良市東部の玄関口として、都祁地域の伝統ある文化・芸術を推奨しつつ「安心とゆとりある心の里づくり」・「文化的な里づくり」の拠点施設を目指す。

○奈良市都祁交流センター、奈良市都祁体育館、奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設

事業については、地域間・世代間交流事業として、引き続き、未就学の子どもたちを対象にブラックシアターや絵本、紙芝居の読み聞かせを行う「おはなし会」の定期開催や「大和高原都祁映画祭」の開催により、芸術文化に触れ合う機会と世代を超えた交流の場の提供を通して、それぞれの世代の共有認識を育み、地域の連帯感の向上に努める。

スポーツ施設では、年齢に関係なく、いつでも、どこでも、誰もが気軽に参加できるスポーツ体験や都祁ならではの参加型事業を開催し、地域の活性化を図る。

そのほか、都祁地域の各種任意団体との協賛として「つげ夏まつり」、「つげまつり」への協力を積極的に推奨する。

[指定管理施設]

奈良市都祁交流センター

奈良市都祁体育館

奈良市都祁生涯スポーツセンターコート

奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場

奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート
奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス

収 支 予 算 書

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	30	25	5	
基本財産受取利息	30	25	5	
② 特定資産運用益	8	8	0	
特定資産受取利息	8	8	0	
③ 受取入会金	193	209	△ 16	
受取入会金	193	209	△ 16	
④ 受取会費	39,638	39,938	△ 300	
受取会費	39,638	39,938	△ 300	
⑤ 事業収益	166,059	149,274	16,785	
入場料収益	53,683	38,134	15,549	
観覧料収益	1,665	315	1,350	
受講料収益	84,108	87,145	△ 3,037	
出品料収益	750	750	0	
協賛金収益	0	500	△ 500	
参加費収益	1,266	1,580	△ 314	
普及事業収益	485	485	0	
小売業収益	4,400	4,360	40	
受取手数料	4,229	4,035	194	
事業受託収益	1,018	972	46	
共催事業管理収益	12,130	10,118	2,012	
その他収益	2,325	880	1,445	
⑥ 受取補助金等	1,397,330	1,400,504	△ 3,174	
受取指定管理料	1,286,853	1,281,108	5,745	
受取地方公共団体補助金	107,517	113,983	△ 6,466	
受取民間助成金	2,960	5,413	△ 2,453	
⑦ 受取負担金	44,261	52,070	△ 7,809	
受取負担金	44,261	52,070	△ 7,809	
⑧ 雑収益	5,408	3,401	2,007	
受取利息	157	111	46	
雑収益	2,851	1,290	1,561	
運営協力金等収益	2,400	2,000	400	
経常収益計	1,652,927	1,645,429	7,498	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,582,173	1,552,759	29,414	
給料手当	545,807	532,693	13,114	
臨時雇賃金	38,792	37,618	1,174	
福利厚生費	101,791	98,889	2,902	
視察費	100	0	100	
旅費交通費	1,645	2,304	△ 659	
通信運搬費	10,501	10,686	△ 185	
消耗什器備品費	1,440	1,390	50	
消耗品費	28,879	28,714	165	
修繕費	12,605	11,600	1,005	
印刷製本費	15,572	17,979	△ 2,407	
燃料費	2,520	2,392	128	
光熱水料費	251,326	264,150	△ 12,824	
賃借料	36,330	35,528	802	
保険料	8,941	7,927	1,014	
諸謝金	48,949	51,485	△ 2,536	
租税公課	65,907	51,889	14,018	
支払負担金	3,794	3,790	4	
支払助成金	68,008	68,609	△ 601	
委託費	321,669	309,353	12,316	
会議費	90	83	7	
支払手数料	8,614	7,942	672	
広告宣伝費	4,603	3,652	951	
仕入	1,715	1,401	314	
原材料費	1,015	1,062	△ 47	
医薬材料費	1,357	1,357	0	
雑費	203	266	△ 63	
② 管理費	76,320	90,630	△ 14,310	
役員報酬	177	6,255	△ 6,078	
給料手当	52,382	54,140	△ 1,758	
福利厚生費	9,680	10,903	△ 1,223	
研修費	77	103	△ 26	
旅費交通費	28	24	4	
通信運搬費	308	310	△ 2	
消耗品費	390	402	△ 12	
修繕費	50	50	0	
燃料費	35	46	△ 11	
賃借料	4,049	4,010	39	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
保険料	5	5	0	
諸謝金	635	635	0	
租税公課	77	82	△ 5	
支払負担金	5,518	9,473	△ 3,955	
委託費	2,733	4,006	△ 1,273	
支払手数料	176	186	△ 10	
経常費用計	1,658,493	1,643,389	15,104	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,566	2,040	△ 7,606	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 5,566	2,040	△ 7,606	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 5,566	2,040	△ 7,606	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,566	2,040	△ 7,606	
法人税、住民税及び事業税	416	1,483	△ 1,067	
当期一般正味財産増減額	△ 5,982	557	△ 6,539	
一般正味財産期首残高	214,501	232,423	△ 17,922	
一般正味財産期末残高	208,519	232,980	△ 24,461	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	294,523	318,984	△ 24,461	

予 定 貸 借 対 照 表

平成32年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	296,352	322,499	△ 26,147	
現金	1,842	1,872	△ 30	
普通預金	177,510	203,627	△ 26,117	
定期預金	117,000	117,000	0	
未収金	8,146	8,565	△ 419	
前払金	2,782	2,008	774	
商品	3,561	3,611	△ 50	
貯蔵品	87	84	3	
流動資産合計	310,928	336,767	△ 25,839	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
減価償却引当預金	2,828	2,828	0	
書道芸術振興積立金	36,191	37,419	△ 1,228	
永年在会給付事業積立預金	11,310	12,866	△ 1,556	
運営基金積立準備預金	7,797	7,604	193	
共済事業引当預金	1,066	1,680	△ 614	
記念事業費積立預金	11,568	11,256	312	
特定資産合計	70,760	73,653	△ 2,893	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	1	1	0	
什器備品	1	1	0	
その他固定資産合計	2	2	0	
固定資産合計	120,762	123,655	△ 2,893	
資産合計	431,690	460,422	△ 28,732	
II 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	10,894	10,894	0	
未払金	101,844	123,961	△ 22,117	
預り金	24,429	25,062	△ 633	
流動負債合計	137,167	159,917	△ 22,750	
2. 固定負債				
固定負債合計	0	0	0	
負債合計	137,167	159,917	△ 22,750	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,004	86,004	0	
指定正味財産合計	86,004	86,004	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,004)	(36,004)	(0)	
2. 一般正味財産	208,519	214,501	△ 5,982	
(うち特定資産への充当額)	(34,756)	(37,649)	(△ 2,893)	
正味財産合計	294,523	300,505	△ 5,982	
負債及び正味財産合計	431,690	460,422	△ 28,732	

予定正味財産増減計算書

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	30	29	1	
基本財産受取利息	30	29	1	
② 特定資産運用益	8	7	1	
特定資産受取利息	8	7	1	
③ 受取入会金	193	180	13	
受取入会金	193	180	13	
④ 受取会費	39,638	38,890	748	
受取会費	39,638	38,890	748	
⑤ 事業収益	166,059	109,129	56,930	
入場料収益	53,683	21,870	31,813	
観覧料収益	1,665	261	1,404	
受講料収益	84,108	66,997	17,111	
出品料収益	750	750	0	
協賛金収益	0	500	△ 500	
参加費収益	1,266	1,195	71	
普及事業収益	485	397	88	
小売業収益	4,400	2,294	2,106	
受取手数料	4,229	3,894	335	
事業受託収益	1,018	833	185	
共催事業管理収益	12,130	9,863	2,267	
その他収益	2,325	275	2,050	
⑥ 受取補助金等	1,397,330	1,361,678	35,652	
受取指定管理料	1,286,853	1,249,640	37,213	
受取地方公共団体補助金	107,517	109,638	△ 2,121	
受取国庫助成金	0	0	0	
受取民間助成金	2,960	2,400	560	
⑦ 受取負担金	44,261	43,417	844	
受取負担金	44,261	43,417	844	
⑧ 雑収益	5,408	3,801	1,607	
受取利息	157	81	76	
雑収益	2,851	2,244	607	
運営協力金等収益	2,400	1,476	924	
経常収益計	1,652,927	1,557,131	95,796	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,582,173	1,450,294	131,879	
給料手当	545,807	524,584	21,223	
臨時雇賃金	38,792	39,818	△ 1,026	
福利厚生費	101,791	98,886	2,905	
視察費	100	0	100	
旅費交通費	1,645	1,373	272	
通信運搬費	10,501	9,260	1,241	
消耗什器備品費	1,440	632	808	
消耗品費	28,879	22,172	6,707	
修繕費	12,605	24,580	△ 11,975	
印刷製本費	15,572	14,406	1,166	
燃料費	2,520	2,234	286	
光熱水料費	251,326	224,157	27,169	
賃借料	36,330	29,115	7,215	
保険料	8,941	6,384	2,557	
諸謝金	48,949	42,587	6,362	
租税公課	65,907	52,694	13,213	
支払負担金	3,794	3,698	96	
支払助成金	68,008	57,846	10,162	
委託費	321,669	284,669	37,000	
会議費	90	30	60	
支払手数料	8,614	5,634	2,980	
広告宣伝費	4,603	2,407	2,196	
仕入	1,715	1,043	672	
原材料費	1,015	1,059	△ 44	
医薬材料費	1,357	841	516	
雑費	203	185	18	
② 管理費	76,320	82,672	△ 6,352	
役員報酬	177	6,255	△ 6,078	
給料手当	52,382	52,356	26	
福利厚生費	9,680	10,718	△ 1,038	
研修費	77	57	20	
旅費交通費	28	11	17	
通信運搬費	308	281	27	
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	390	410	△ 20	
修繕費	50	0	50	
燃料費	35	35	0	
賃借料	4,049	3,978	71	
保険料	5	3	2	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
諸謝金	635	360	275	
租税公課	77	52	25	
支払負担金	5,518	5,452	66	
委託費	2,733	2,543	190	
支払手数料	176	129	47	
雑費	0	32	△ 32	
経常費用計	1,658,493	1,532,966	125,527	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,566	24,165	△ 29,731	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 5,566	24,165	△ 29,731	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 5,566	24,165	△ 29,731	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,566	24,165	△ 29,731	
法人税、住民税及び事業税	416	3,697	△ 3,281	
当期一般正味財産増減額	△ 5,982	20,468	△ 26,450	
一般正味財産期首残高	214,501	194,033	20,468	
一般正味財産期末残高	208,519	214,501	△ 5,982	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	294,523	300,505	△ 5,982	

平成31年度奈良市一般会計予算

平成31年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133,800,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 市 税		53,318,037 <small>千円</small>
	1. 市 民 税	26,513,790
	2. 固 定 資 産 税	20,099,267
	3. 軽 自 動 車 税	628,484
	4. 市 た ば こ 税	1,725,212
	5. 入 湯 税	28,718
	6. 事 業 所 税	948,764
	7. 都 市 計 画 税	3,373,802
2. 地 方 譲 与 税		847,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	230,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	590,000
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	27,000
3. 利 子 割 交 付 金		180,000
	1. 利 子 割 交 付 金	180,000
4. 配 当 割 交 付 金		850,000
	1. 配 当 割 交 付 金	850,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		900,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	900,000
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		6,500,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	6,500,000
7. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		300,000
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	300,000

款	項	金 額
8. 自動車取得税交付金		140,000 ^{千円}
	1. 自動車取得税交付金	140,000
9. 環境性能割交付金		50,000
	1. 環境性能割交付金	50,000
10. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		3,003
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,003
11. 地方特例交付金		520,000
	1. 地方特例交付金	270,000
	2. 子ども・子育て支援 臨時交付金	250,000
12. 地方交付税		13,400,000
	1. 地方交付税	13,400,000
13. 交通安全対策特別交付金		50,000
	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
14. 分担金及び負担金		1,091,753
	1. 分 担 金	9,916
	2. 負 担 金	1,081,837
15. 使用料及び手数料		2,405,027
	1. 使 用 料	1,698,707
	2. 手 数 料	706,320
16. 国庫支出金		26,676,371
	1. 国庫負担金	18,969,718
	2. 国庫補助金	1,922,860
	3. 国庫委託金	134,885
	4. 国庫交付金	5,648,908

款	項	金額
17. 県支出金		8,807,875 <small>千円</small>
	1. 県負担金	5,559,270
	2. 県補助金	1,667,268
	3. 県委託金	297,224
	4. 県交付金	1,284,113
18. 財産収入		310,987
	1. 財産運用収入	131,214
	2. 財産売却収入	179,773
19. 寄附金		302,500
	1. 寄附金	302,500
20. 繰入金		576,144
	1. 特別会計繰入金	8,120
	2. 基金繰入金	568,024
21. 諸収入		3,368,103
	1. 延滞金・加算金及び過料	230,000
	2. 預金利子	504
	3. 貸付金元利収入	957,683
	4. 雑収入	2,179,916
22. 市債		13,203,200
	1. 市債	13,203,200
歳入合計		133,800,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		千円 700,180
	1. 議 会 費	700,180
2. 総 務 費		13,811,070
	1. 総 務 管 理 費	9,902,626
	2. 企 画 費	1,622,231
	3. 徴 税 費	1,270,145
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	595,327
	5. 選 挙 費	305,608
	6. 統 計 調 査 費	37,155
	7. 監 査 委 員 費	77,978
3. 民 生 費		60,175,313
	1. 社 会 福 祉 費	26,345,365
	2. 児 童 福 祉 費	20,510,758
	3. 生 活 保 護 費	13,109,837
	4. 国 民 年 金 事 務 費	209,353
4. 衛 生 費		11,795,231
	1. 保 健 衛 生 費	3,699,876
	2. 保 健 所 費	1,872,937
	3. 清 掃 費	5,657,197
	4. 上 水 道 費	565,221
5. 労 働 費		123,050
	1. 労 働 諸 費	123,050

款	項	金 額
6. 農 林 水 産 業 費		508,343 <small>千円</small>
	1. 農 林 費	508,343
7. 商 工 費		1,765,061
	1. 商 工 費	1,765,061
8. 観 光 費		918,506
	1. 観 光 費	918,506
9. 土 木 費		12,081,664
	1. 土 木 管 理 費	122,327
	2. 道 路 橋 梁 費	3,228,101
	3. 河 川 費	761,864
	4. 都 市 計 画 費	5,869,056
	5. 下 水 道 費	1,623,611
	6. 住 宅 費	476,705
10. 消 防 費		3,775,472
	1. 消 防 費	3,775,472
11. 教 育 費		10,391,882
	1. 教 育 総 務 費	2,459,368
	2. 小 学 校 費	1,522,419
	3. 中 学 校 費	682,671
	4. 高 等 学 校 費	1,002,165
	5. 幼 稚 園 費	671,543
	6. 社 会 教 育 費	1,372,087
	7. 保 健 体 育 費	2,681,629

款	項	金額
12. 災害復旧費		46,000 <small>千円</small>
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	14,000
	2. 土木施設災害復旧費	32,000
13. 公債費		17,502,610
	1. 公債費	17,502,610
14. 諸支出金		155,618
	1. 地元公共事業基金	144,218
	2. 財政調整基金	5,000
	3. 減債基金	6,400
15. 予備費		50,000
	1. 予備費	50,000
歳出合計		133,800,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
共通基盤・総合税システム導入経費	平成31年度から 平成36年度まで	千円 1,074,474
次期総合計画策定支援業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	9,000
コミュニティバス運行业務委託	平成31年度から 平成32年度まで	13,000
税額通知書印刷等経費	平成31年度から 平成32年度まで	15,000
児童手当業務委託	平成31年度から 平成33年度まで	59,076
登美ヶ丘地域ほか2地域における地域子育て支援拠点事業委託	平成31年度から 平成34年度まで	60,576
都南地域ほか2地域における地域子育て支援拠点事業委託	平成31年度から 平成34年度まで	54,576
こども園給食調理業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	92,000
こども園給食食材調達経費	平成31年度から 平成32年度まで	2,000
保育園給食食材調達経費	平成31年度から 平成32年度まで	2,000
私立保育所施設整備費補助事業	平成31年度から 平成32年度まで	2,659
私立認定こども園施設整備費補助事業	平成31年度から 平成32年度まで	93,763
市営墓地清掃業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	3,600
がん検診受診券印刷等経費	平成31年度から 平成32年度まで	3,600
家庭系ごみ収集運搬業務委託	平成31年度から 平成36年度まで	287,000
最終処分地浸出水処理用薬品購入経費	平成31年度から 平成32年度まで	30,000
最終処分地濃縮塩運搬処理業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	75,000
環境清美工場焼却炉管理用薬品購入経費	平成31年度から 平成32年度まで	77,000
環境清美工場ごみ投入クレーン運転管理業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	25,500

事 項	期 間	限 度 額
環境清美工場焼却灰等運搬業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	16,000 ^{千円}
環境清美工場重機賃借料	平成31年度から 平成32年度まで	5,000
環境清美工場ばい煙等測定分析手数料	平成31年度から 平成32年度まで	8,400
環境清美工場排ガス等ダイオキシン類測定分析手数料	平成31年度から 平成32年度まで	5,400
衛生浄化センター浄化処理用薬品購入経費	平成31年度から 平成32年度まで	19,500
衛生浄化センター放流水水質検査等手数料	平成31年度から 平成32年度まで	2,500
起業家支援業務委託	平成31年度から 平成33年度まで	38,000
景観計画・屋外広告物基準改正調査業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	6,000
空き家総合窓口業務委託	平成31年度から 平成34年度まで	7,875
住宅管理システム導入経費	平成31年度から 平成36年度まで	25,962
感染症廃棄物収集運搬手数料	平成31年度から 平成32年度まで	1,100
奈良市・生駒市高機能消防指令センター保守業務委託	平成31年度から 平成37年度まで	302,497
帯解小学校及び柳生小学校・都南中学校及び興東館柳生中学校スクールバス運行業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	15,500
埋蔵文化財調査センター清掃業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	1,381
学校給食献立印刷経費	平成31年度から 平成32年度まで	1,900
学校給食調理員等検便手数料	平成31年度から 平成32年度まで	1,200
東部地域学校給食食材配送業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	4,700
京終駅観光案内所運営委託	平成31年度から 平成40年度まで	契約に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市立柳生診療所ほか4施設の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市大安寺西地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東里地域ふれあい会館の管理に要する経費	平成31年度から 平成35年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	千円 25,800	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化振興施設整備事業	105,700	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	40,000	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	563,000	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	1,820,900	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	339,200	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	19,200	〃	〃	〃
治山事業	8,100	〃	〃	〃
商工施設整備事業	14,000	〃	〃	〃
観光施設整備事業	3,400	〃	〃	〃
道路事業	1,699,700	〃	〃	〃
河川事業	587,000	〃	〃	〃
都市計画事業	2,088,700	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	78,400	〃	〃	〃
消防施設整備事業	61,000	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	447,300	〃	〃	〃
高等学校施設整備事業	7,400	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	2,000	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	56,100	〃	〃	〃
災害復旧事業	36,300	〃	〃	〃
臨時財政対策	5,200,000	〃	〃	〃
計	13,203,200			

平成31年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計予算

平成31年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 諸 収 入		8,900 ^{千円}
	1. 雑 入	8,900
歳 入 合 計		8,900

歳 出

款	項	金 額
1. 住 宅 新 築 資 金 等 費 貸 付 事 業 費		6,775 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	6,775
2. 公 債 費		2,125
	1. 公 債 費	2,125
歳 出 合 計		8,900

平成31年度奈良市国民健康保険
特別会計予算

平成31年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		7,115,668 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	7,115,668
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手 数 料	120
3. 国庫支出金		30,000
	1. 国庫補助金	30,000
4. 県支出金		26,256,027
	1. 県補助金	26,256,027
5. 財産収入		3,302
	1. 財産運用収入	3,302
6. 繰入金		2,522,611
	1. 一般会計繰入金	2,522,611
7. 諸収入		72,272
	1. 延滞金及び過料	101
	2. 雑 入	67,371
	3. 療養費等指定公費返還金	4,800
歳 入 合 計		36,000,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		千円 427,689
	1. 総 務 管 理 費	332,773
	2. 賦 課 徴 収 費	94,210
	3. 運 営 協 議 会 費	706
2. 保 険 給 付 費		26,063,314
	1. 給 付 諸 費	26,063,314
3. 事 業 費 納 付 金		9,115,000
	1. 医 療 給 付 費 金 事 業 費 納 付 金	6,122,000
	2. 後 期 高 齢 者 支 援 金 事 業 費 納 付 金	2,206,000
	3. 介 護 納 付 金 事 業 費 納 付 金	787,000
4. 共 同 事 業 拠 出 金		30
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	30
5. 保 健 事 業 費		354,579
	1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	290,601
	2. 保 健 事 業 費	63,978
6. 基 金 積 立 金		3,302
	1. 基 金 積 立 金	3,302
7. 諸 支 出 金		36,086
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	31,286
	2. 療 養 費 等 指 定 公 費 立 替 金	4,800
歳 出 合 計		36,000,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険証印刷等経費	平成31年度から 平成32年度まで	4,400 ^{千円}
国民健康保険料通知書印刷等経費	平成31年度から 平成32年度まで	6,200
国民健康保険料債権回収等業務委託	平成31年度から 平成32年度まで	9,000
特定健康診査受診券印刷等経費	平成31年度から 平成32年度まで	2,000

平成31年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

平成31年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,374,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国 庫 支 出 金		1,756,855 ^{千円}
	1. 国 庫 交 付 金	1,756,855
2. 保 留 地 処 分 金 収 入		320,000
	1. 保 留 地 処 分 金 収 入	320,000
3. 繰 入 金		381,277
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	381,277
4. 諸 収 入		868
	1. 雑 入	868
5. 市 債		1,915,000
	1. 市 債	1,915,000
歳 入 合 計		4,374,000

歳 出

款	項	金 額
1. 西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費		2,964,000 ^{千円}
	1. 西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	2,964,000
2. J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費		871,600
	1. J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	871,600
3. 公 債 費		538,400
	1. 公 債 費	538,400
歳 出 合 計		4,374,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
大和西大寺駅南口駅前広場整備	平成31年度から 平成32年度まで	千円 220,000

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 1,361,400	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業	553,600	〃	〃	〃
計	1,915,000			

平成31年度奈良市市街地再開発
事業特別会計予算

平成31年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		161,800 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	161,800
歳入合計		161,800

歳出

款	項	金額
1. 公債費		161,800 ^{千円}
	1. 公債費	161,800
歳出合計		161,800

平成31年度奈良市公共用地
取得事業特別会計予算

平成31年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		33,500 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	33,500
歳入合計		33,500

歳出

款	項	金額
1. 公債費		33,500 ^{千円}
	1. 公債費	33,500
歳出合計		33,500

平成31年度奈良市介護保険 特別会計予算

平成31年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,790,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 保 險 料		7,565,543 ^{千円}
	1. 介 護 保 險 料	7,565,543
2. 国 庫 支 出 金		6,856,852
	1. 国 庫 負 担 金	5,300,858
	2. 国 庫 補 助 金	1,555,994
3. 支 払 基 金 交 付 金		8,203,359
	1. 支 払 基 金 交 付 金	8,203,359
4. 県 支 出 金		4,409,737
	1. 県 負 担 金	4,157,293
	2. 県 補 助 金	252,444
5. 財 産 収 入		9,880
	1. 財 産 運 用 収 入	9,880
6. 繰 入 金		4,737,889
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	4,737,889
7. 諸 収 入		6,740
	1. 雑 収 入	6,740
歳 入 合 計		31,790,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		千円 716,339
	1. 総 務 管 理 費	306,159
	2. 賦 課 徴 収 費	24,430
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	385,750
2. 保 険 給 付 費		29,102,000
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	29,102,000
3. 地 域 支 援 事 業 費		1,760,517
	1. 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	1,280,813
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	479,704
4. 基 金 積 立 金		199,144
	1. 基 金 積 立 金	199,144
5. 諸 支 出 金		12,000
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,000
歳 出 合 計		31,790,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
若草地域包括支援センターほか10事業所による特定高齢者把握業務委託	平成31年度から平成36年度まで	千円 273,470
若草地域包括支援センターほか10事業所による包括的支援業務委託	平成31年度から平成36年度まで	1,137,930

平成31年度奈良市母子父子寡婦
福祉資金貸付金特別会計予算

平成31年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰 入 金		千円 510
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	510
2. 繰 越 金		32,014
	1. 繰 越 金	32,014
3. 諸 収 入		21,476
	1. 貸 付 金 元 利 収 入	21,376
	2. 雑 入	100
歳 入 合 計		54,000

歳 出

款	項	金 額
1. 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		千円 45,880
	1. 総 務 管 理 費	13,858
	2. 貸 付 金	32,022
2. 諸 支 出 金		8,120
	1. 繰 出 金	8,120
歳 出 合 計		54,000

平成31年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

平成31年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,437,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		5,206,056 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療保険料	5,206,056
2. 繰入金		1,014,484
	1. 一般会計繰入金	1,014,484
3. 繰越金		25,000
	1. 繰越金	25,000
4. 諸収入		191,460
	1. 延滞金・加算金及び過料	300
	2. 償還金及び還付加算金	9,324
	3. 雑収入	181,836
歳入合計		6,437,000

歳出

款	項	金額
1. 総務費		63,260 ^{千円}
	1. 総務管理費	46,986
	2. 徴収費	16,274
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		6,190,904
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	6,190,904
3. 保健事業費		182,836
	1. 健康保持増進事業費	182,836
歳出合計		6,437,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	平成31年度から 平成32年度まで	4,000 ^{千円}
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	平成31年度から 平成32年度まで	1,700

奈良市役所出張所設置条例の一部改正について

奈良市役所出張所設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例

奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改め、同表奈良市東部出張所の項中「柳生町」を「横田町、茗荷町、矢田原町、長谷町、柚ノ川町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町、誓多林町、田原春日野町、水間町、別所町、柳生町」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

田原連絡所の所管区域を東部出張所の所管区域へ移管しようとするものである。

奈良市附属機関設置条例の一部改正について

奈良市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市エイズ対策推進会議の項を次のように改める。

奈良市感染症対策委員会	結核、エイズその他の感染症対策に関する重要事項についての審議に関する事務
-------------	--------------------------------------

別表市長の部奈良市結核対策評価推進会議の項を削り、同部に次のように加える。

奈良市障害者計画等策定委員会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画等の策定及び変更並びに実施についての調査審議に関する事務
奈良市家庭系ごみ収集運搬業務総合評価審査委員会	本市が発注する家庭系ごみ収集運搬業務における総合評価落札方式による契約手続のうち、落札者決定基準の決定及び落札者の決定に当たっての審査に関する事務

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

奈良市エイズ対策推進会議及び奈良市結核対策評価推進会議を奈良市感染症対策委員会に統合するほか、奈良市障害者計画等策定委員会及び奈良市家庭系ごみ収集運搬業務総合評価審査委員会を設置しようとするものである。

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

働き方改革関連法の施行を受けた国家公務員の制度改正に準じ、時間外勤務命令を行うことができる上限を設けるため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部改正について

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第3項まで」の次に「及び第15条の3第1項」を加える。

第11条中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第15条の3 子育て部分休暇は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第15条第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

第17条(見出しを含む。)中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

(奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項を次のように改める。

2 職員が次に掲げる休暇等の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。第4号において同じ。）を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）
- (2) 介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）
- (3) 介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）
- (4) 子育て部分休暇（当該職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）を除く。）が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育をするため、1日の勤務時

間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

第16条中「(平成3年法律第110号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 奈良市職員の育児休業等に関する条例(平成4年奈良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「又は勤務時間等条例」を「、勤務時間等条例」に改め、「よる介護時間」の次に「又は勤務時間等条例第15条の3第1項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

(提案理由)

職員及び企業職員の育児支援のため、子育て部分休暇を新設しようとするものである。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(奈良市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成27年奈良市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

(奈良市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市専用水道の水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年奈良市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同項第5号中「後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同項第8号中「修めて卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。)」を加え、同項第10号中「又は水道環境」を削り、「もの」を「者」に改める。

(奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第22条の5第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

(奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年奈良市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同項第8号中「又は水道環境」を削り、「したもの」を「した者」に改める。

第4条第1項第2号中「後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同項第4号中「修めて卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加え、同項第5号中「の卒業者」を「において卒業した者」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

学校教育法の一部改正により専門職大学の制度が設けられることに伴い、引用条文の整

理その他所要の改正を行おうとするものである。

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「1回」を「年額及び1回」に改める。

別表第1農業委員会の項及び農地利用最適化推進委員の項を次のように改める。

農業委員会	会長	基本報酬 月額 69,000円 能率報酬 年額 農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額
	副会長	基本報酬 月額 54,000円 能率報酬 年額 農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額
	委員	基本報酬 月額 45,000円 能率報酬 年額 農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額
農地利用最適化推進委員		基本報酬 月額 40,000円 能率報酬 年額 農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じ、国の定める基準の範囲内で市長が定める額

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

農業委員会の会長、副会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬に関し、能率報酬制度を追加しようとするものである。

奈良市特別会計条例の一部改正について

奈良市特別会計条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市特別会計条例の一部を改正する条例

奈良市特別会計条例（昭和39年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則第5号及び第6号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（奈良市針テラス事業基金条例の廃止）
- 2 奈良市針テラス事業基金条例（平成17年奈良市条例第19号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 奈良市駐車場事業特別会計及び奈良市針テラス事業特別会計の平成30年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

（提案理由）

駐車場事業特別会計及び針テラス事業特別会計を廃止するほか、針テラス事業基金を廃止しようとするものである。

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の 認定の要件を定める条例の制定について

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例を次のように制定しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例 (趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、本市の区域内における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設であって、法第3条第1項又は第3項の認定を受けたものをいう。

ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教

育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

- (イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
- (2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所であって、法第3条第1項の認定を受けたものをいう。
- (3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設であって、法第3条第1項の認定を受けたものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(法第3条第1項で定める要件)

第3条 法第3条第1項の認定を受けようとする幼稚園又は保育所等（以下この条において「施設」という。）に係る同項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- (2) 施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（施設が保育所である場合にあっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- (3) 子育て支援事業のうち、施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(4) 第5条から第13条までに定める基準に適合すること。

(法第3条第3項の条例で定める要件)

第4条 法第3条第3項の認定を受けようとする連携施設に係る同項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 連携施設が次のいずれかに該当する施設であること。

ア 連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 次条から第13条までに定める基準に適合すること。

(認定こども園の長)

第5条 認定こども園には、1人の認定こども園の長を置かなければならない。

2 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮できるよう管理運営を行う能力を有しなければならない。

(職員配置)

第6条 認定こども園に在籍する子ども（以下「園児」という。）の教育及び保育（満3歳未満の園児にあっては、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（認定こども園の長を除く。）の数は、満1歳未満の園児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

2 満3歳以上の園児であって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間については、満3歳以上の園児について学級を編制し、各学級に少なくとも1人の職員（認定こども園の長を除く。以下「学級担任」

という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の園児の数は35人以下を原則とする。

(職員資格)

第7条 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳未満の園児の保育に従事する者は、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者(以下「保育士の資格を有する者」という。)でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳以上の園児の教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。)又は保育士の資格を有する者でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とすることが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員免許状の取得に努めている場合に限り、学級担任とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、満3歳以上の園児のうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とすることが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に努めている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とすることができる。

(施設設備)

第8条 第2条第1号イに掲げる幼稚園型認定こども園については、その用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることを原則とする。

2 認定こども園の園舎の面積(満3歳未満の園児の保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の園児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の園児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所

型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第4項本文（満2歳未満の園児の保育を行う場合にあつては、第4項本文及び第9項）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。

4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の園児1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の園児については、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積（満3歳未満の園児の保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の園児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の園児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が第2項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて第1号の基準を満たすときは第2号の基準を、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて第2号の基準を満たすときは第1号の基準を満たすことを要しない。

- (1) 満2歳以上の園児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の園児について前号により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

6 屋外遊戯場は、建物及びその附属設備と同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けることを原則とする。

- 7 認定こども園は、園児に食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の園児に対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。
- (1) 園児に対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
 - (2) 当該認定こども園又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 調理業務の受託者を、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
 - (4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 8 幼稚園型認定こども園の園児に対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第3項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 9 認定こども園において満2歳未満の園児の保育を行う場合には、第3項に規定する施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳未満の園児のうちほふくしないもの1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の園児のうちほふくするもの1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

(教育及び保育の内容)

第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号。以下「児童福祉施設条例」という。）第36条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づいたものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、認定こども園における教育及び保育の内容は、0歳から小学校就学前までの全ての園児を対象とし、満3歳以上の園児に対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育と家庭において養育されることが困難な園児に対する保育との2つの機能を一体的に提供することその他規則で定める事項に配慮したものでなければならない。

(教育及び保育に従事する者の資質向上等)

第10条 認定こども園は、規則で定める事項に留意し、園児の教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

(子育て支援)

第11条 認定こども園における子育て支援事業については、次に掲げる事項に留意して実施されなければならない。

- (1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。
- (2) 保護者が利用しやすいものとなるよう時間、場所等に配慮すること。
- (3) 地域の子育てを支援するボランティア、NPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、専門機関等と連携する等様々な地域の人材及び社会資源を活かしていくこと。

(管理運営等)

第12条 認定こども園の長は、認定こども園の多様な機能を一体的に提供するため、全ての職員の協力を得て、一体的な管理運営を行わなければならない。この場合において、幼稚園型認定こども園のうち第2条第1号イに掲げるものについては、幼稚園又は保育

機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置くこと又はこれらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができる。

- 2 認定こども園における保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。
- 3 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする園児に対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。
- 4 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報の開示に努めなければならない。
- 5 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市との連携を図り、これらの子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。
- 6 認定こども園は、疾病予防、耐震、防災、防犯等園児の健康及び安全を確保する体制を整えるとともに、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、補償の体制を整えなければならない。
- 7 認定こども園は、自己評価、外部評価等において園児の視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。
- 8 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(児童福祉施設条例の準用)

第13条 児童福祉施設条例第5条、第6条第1項、第2項、第4項及び第6項、第11条、第12条、第14条（第1項及び第4項ただし書を除く。）、第18条及び第19条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の見出し	最低基準	認定要件に定める基準

第5条第1項	最低基準	奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年奈良市条例第 号。以下「認定要件条例」という。）第3条及び第4条に規定する認定の要件（以下「認定要件」という。）に定める基準（以下この条において「認定要件に定める基準」という。）
第5条第2項	最低基準	認定要件に定める基準
第6条第1項	入所している者	認定要件条例第6条第1項に規定する園児（以下「園児」という。）
第6条第2項及び第14条第5項	児童の	園児の
第6条第4項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
	それぞれの施設	認定こども園
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条	又は入所	又は入園
第11条、第14条第2項及び第3項並びに第19条第1項	入所している者	園児
第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第18条	利用者	園児
第19条第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援

第19条第2項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
---------	------------------------------------------------------------------	----------------------

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(認定こども園の認定に係る特例)

2 この条例の施行の日の前日において現に幼稚園、保育所等を設置している者が、当該幼稚園、保育所等と同一の所在場所において、当該幼稚園、保育所等の設備を用いて認定こども園の認定を受ける場合における当該認定こども園であつて、当該認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に屋外遊戯場（第8条第5項に規定する満3歳以上の園児について満たさなければならない面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第6項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に屋外遊戯場を設けることができる。この場合において、当該認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(提案理由)

第8次一括法による認定こども園法の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件並びに施設の設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）において」に改める。

第27条第1号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長」を「都道府県知事」に改め、「卒業した者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第33条第8号イの表2階の項及び3階の項中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改め、同表4階以上の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第27条第1号の改正規定（「地方厚生局長又は地方厚生支局長」を「都道府県知事」に改める部分に限る。）及び第33条第8号の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、母子支援員の資格等に係る規定を整備するほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(助成の方法)

第3条の2 医療費の助成は、当該子どもが病院若しくは診療所又は薬局等で医療を受けた場合に、規則で定めるところにより、市長が助成金を対象者に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、当該子ども(乳幼児に限る。)が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等(以下「指定医療機関」という。)で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた対象者に対し、助成金の支給があつたものとみなす。

第4条第2項中「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」を「指定医療機関」に改める。

(奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第4

号)の一部を次のように改正する。

第3条中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(助成の方法)

第3条の2 医療費の助成は、対象者が病院若しくは診療所又は薬局等で医療を受けた場合に、規則で定めるところにより、市長が助成金を対象者に支払うことにより行う。

ただし、市長が必要と認めるときは、対象者の保護者(親権を行う者又は後見人等をいう。)に支払うことにより行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、対象者(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等(以下「指定医療機関」という。)で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた対象者に対し、助成金の支給があつたものとみなす。

第4条第2項中「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」を「指定医療機関」に改める。

(奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和47年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「を対象者に支給して」を「について」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(助成の方法)

第3条の2 医療費の助成は、対象者が病院若しくは診療所又は薬局等で医療を受けた場合に、規則で定めるところにより、市長が助成金を対象者に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、対象者(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等(以下「指定医療機関」という。)で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた対象者に対し、助成金の支給があつたものとみなす。

第4条第2項中「市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等」を「指定医療機関」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(提案理由)

乳幼児を対象とした子ども医療費等の助成について現物給付方式を導入するため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1号カ中「一般被保検者」を「一般被保険者」に改める。

第12条の6中「54万円」を「58万円」に改める。

第16条第1項中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項及び第4項中「54万円」を「58万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険の保険料の賦課限度額の引上げ、保険料の減額の対象となる所得基準額の引上げ等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市犯罪被害者等支援条例の制定について

奈良市犯罪被害者等支援条例を次のように制定しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにし、並びに犯罪被害者等の支援のための基本施策を定めるとともに、その施策を総合的に推進することにより、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪行為（日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。）及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等による被害（死亡又は重傷病（負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）であって、その治療に要する期間が1月以上であると医師又は歯科医師により診断されたものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を受けた者及びその家族又は遺族で、市内に居住するものをいう。

(3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(4) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(5) 関係機関等 国、奈良県その他の行政機関、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

(2) 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講じられること。

(3) 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立って適切かつきめ細やかで途切れることなく講じられること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(居住の安定)

第7条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講じるものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるための広報及び啓発に努めるものとする。

(民間支援団体への支援)

第9条 市は、民間支援団体に対し、犯罪被害者等への支援を円滑に実施することができるよう必要な支援を行うものとする。

(見舞金の支給)

第10条 市は、犯罪被害者等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の見舞金を一時金として支給する。

- (1) 遺族見舞金 300,000円
- (2) 傷害見舞金 100,000円

(遺族の範囲及び順位)

第11条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪等による被害（死亡に限る。）を受けた者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていた者に限る。以下この条において「犯罪死亡者」という。）の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪死亡者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 犯罪死亡者の収入によって生計を維持していた犯罪死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪死亡者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪死亡者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪死亡者の死亡の当時犯罪死亡者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族見舞金の支給を受けることができる同順位の遺族が2人以上あるときは、それらの者のうち1人を当該遺族見舞金の受領についての代表者とし、その者に支給するものとする。

(傷害見舞金の支給対象)

第12条 傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪等による被害（重傷病に限る。）を受けた者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 犯罪等を受けた時から引き続き、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 市長が特別の理由があると認める者

(見舞金の支給の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、遺族見舞金及び傷害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者等と加害者との間に親族関係があるとき。

(2) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他当該犯罪等による被害につき、犯罪被害者等にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

(見舞金の支給申請の制限)

第14条 見舞金の支給申請は、犯罪等による被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪等による被害が発生した日から7年を経過したときは、これをすることができない。

(見舞金の返還)

第15条 市長は、見舞金の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けたとき又は見舞金の支給後に、第13条の規定に該当することが判明したときは、当該見舞金の支給を受けた者に対し、当該見舞金の返還を命じるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第10条から第15条までの規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。

(提案理由)

犯罪被害者等への支援に関し、基本理念、市の責務、見舞金の支給等について定めようとするものである。

奈良市営駐車場条例の一部改正について

奈良市営駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市営駐車場条例（平成9年奈良市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「利用料金又は」及び「（以下「駐車料金」という。）」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の10パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。

第5条中「駐車料金」を「利用料金又は使用料（以下「駐車料金」という。）」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

JR奈良駅第1駐車場及び第2駐車場の回数券に係る規定について、所要の改正を行うとするものである。

奈良市温泉施設条例の一部改正について

奈良市温泉施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市温泉施設条例の一部を改正する条例

奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条中「次の」の次に「各号の」を加える。

別表一般の項中「400円」を「600円」に、「600円」を「800円」に、「300円」を「400円」に改め、同表障がい者の項中「400円」を「600円」に、「200円」を「300円」に改め、同表回数券（12枚つづり）の項中「6,000円」を「8,000円」に、「3,000円」を「4,000円」に改め、同表団体の項中「500円」を「700円」に、「250円」を「350円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市温泉施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の支払に係る利用料金から適用し、同日前の支払に係る利用料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

梅の郷月ヶ瀬温泉の利用料金の上限額を改正するほか、所要の文言整理を行おうとするものである。

奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正について

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画形態意匠条例（平成22年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2の付表1の（注）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

（提案理由）

工業標準化法の一部改正に伴い、所要の文言整理を行おうとするものである。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するものとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 平成31年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 12,000千円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県川西市南花屋敷4丁目15番26号
大川 幸一
公認会計士 |

奈良市議案第47号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	中部第407号線	七条西町二丁目 1017番地先から	七条西町二丁目 948番地先まで	L = 822.8 W = 0.8~1.2
2	中部第408号線	七条西町二丁目 994番地先から	七条西町二丁目 933番乙、他合併番地先まで	L = 318.8 W = 0.9~1.0
3	中部第1411号線	六条一丁目 849番5地先から	六条一丁目 992番2地先まで	L = 137.0 W = 4.0~8.0
4	中部第1471号線	押熊町 2269番253地先から	押熊町 2269番257地先まで	L = 43.1 W = 6.0~8.0
5	中部第1688号線	秋篠町 684番11地先から	秋篠町 666番5地先まで	L = 285.6 W = 6.0~8.0
6	中部第1689号線	秋篠町 666番32地先から	秋篠町 666番34地先まで	L = 34.5 W = 6.0~10.6
7	西部第709号線	大和田町 709番2地先から	中町 4888番2地先まで	L = 2435.4 W = 2.7~11.0
8	西部第996号線	石木町 836番10地先から	丸山一丁目 1079番237地先まで	L = 682.9 W = 14.0~25.5
9	西部第1373号線	鶴舞東町 657番14地先から	鶴舞東町 657番15地先まで	L = 211.0 W = 10.0

- ① 中部第407号線
- ② 中部第408号線

→ 廃止しようとする路線



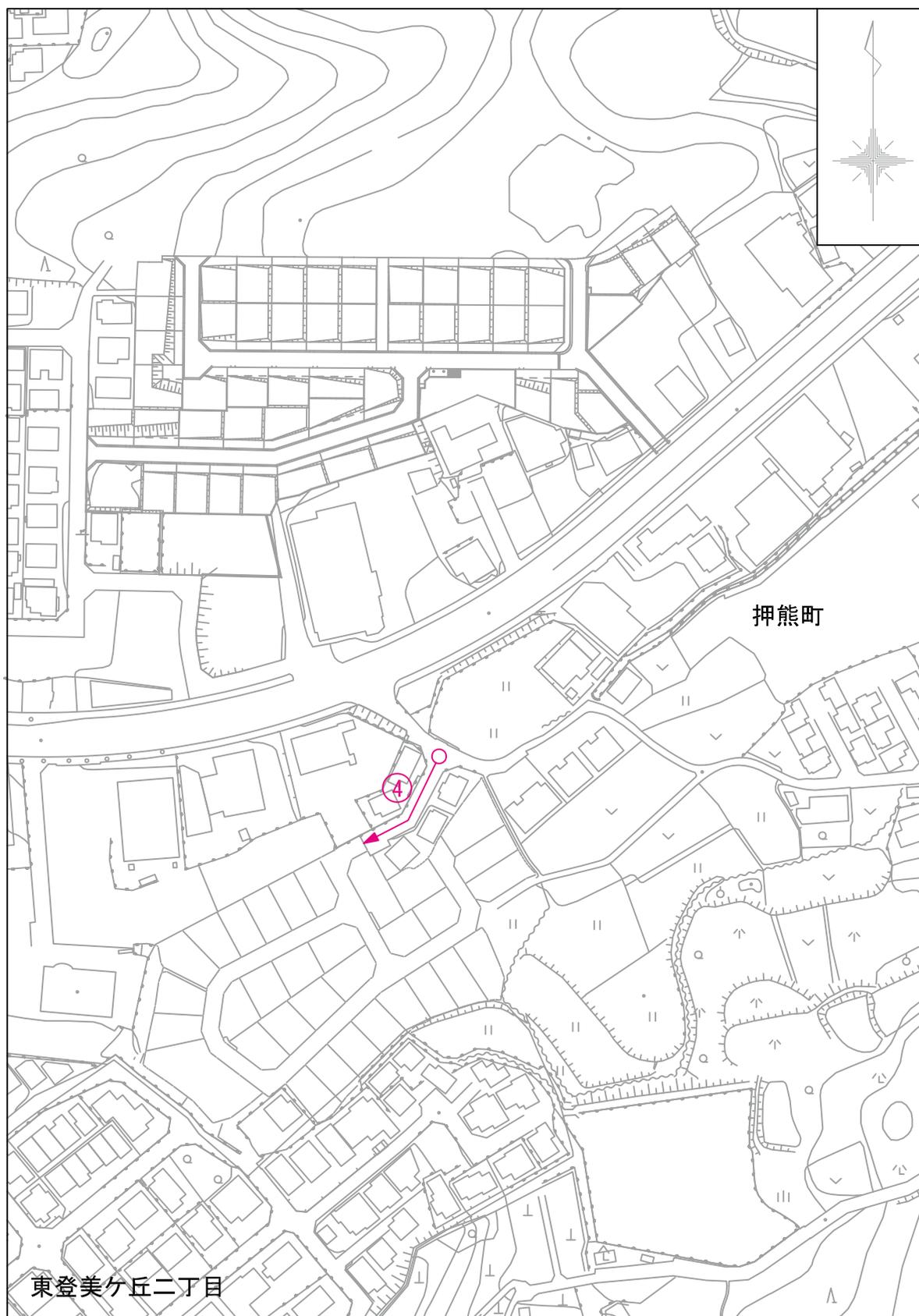
③ 中部第1411号線

○ → 廃止しようとする路線



④ 中部第1471号線

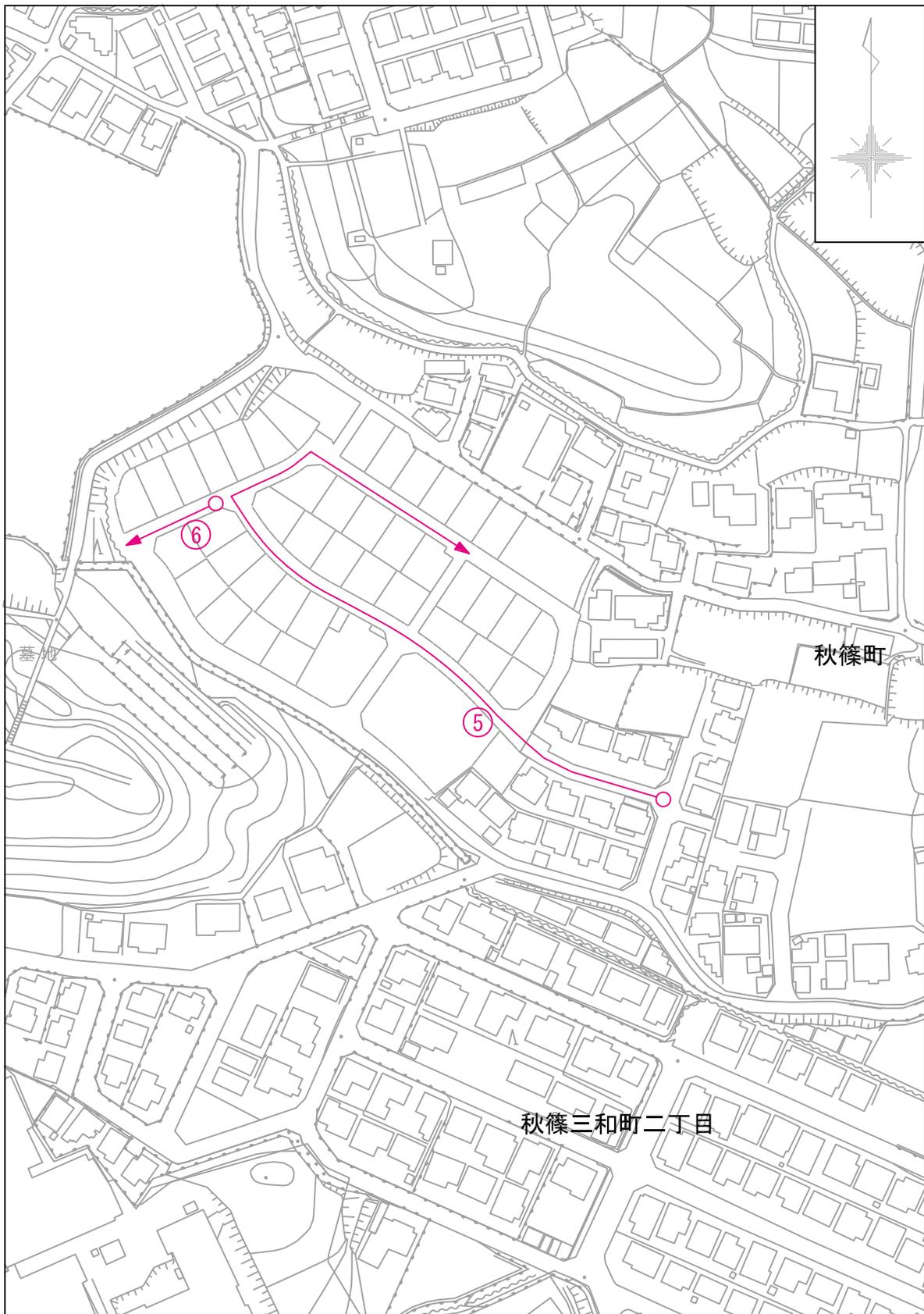
○ → 廃止しようとする路線



⑤ 中部第1688号線

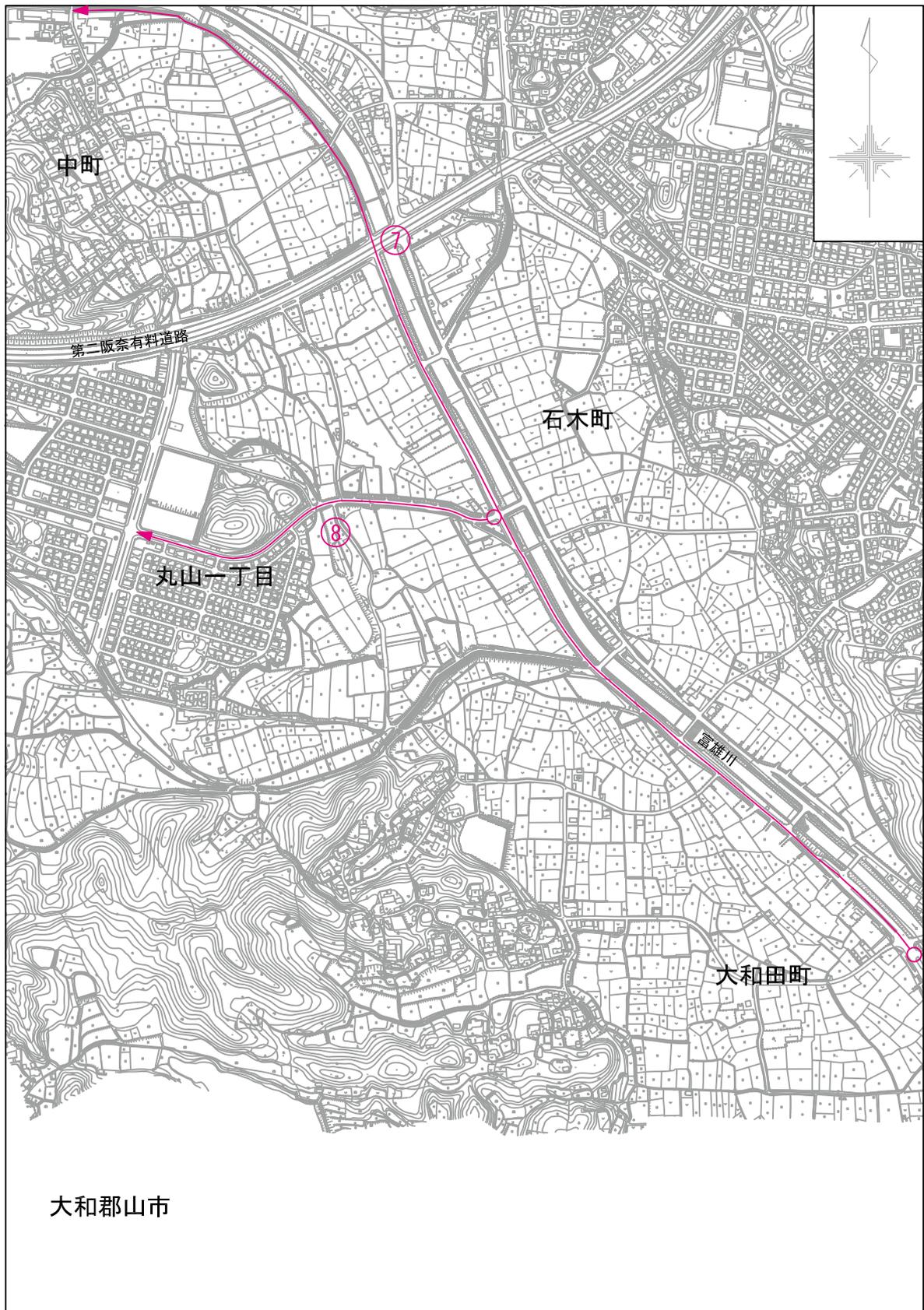
⑥ 中部第1689号線

 廃止しようとする路線



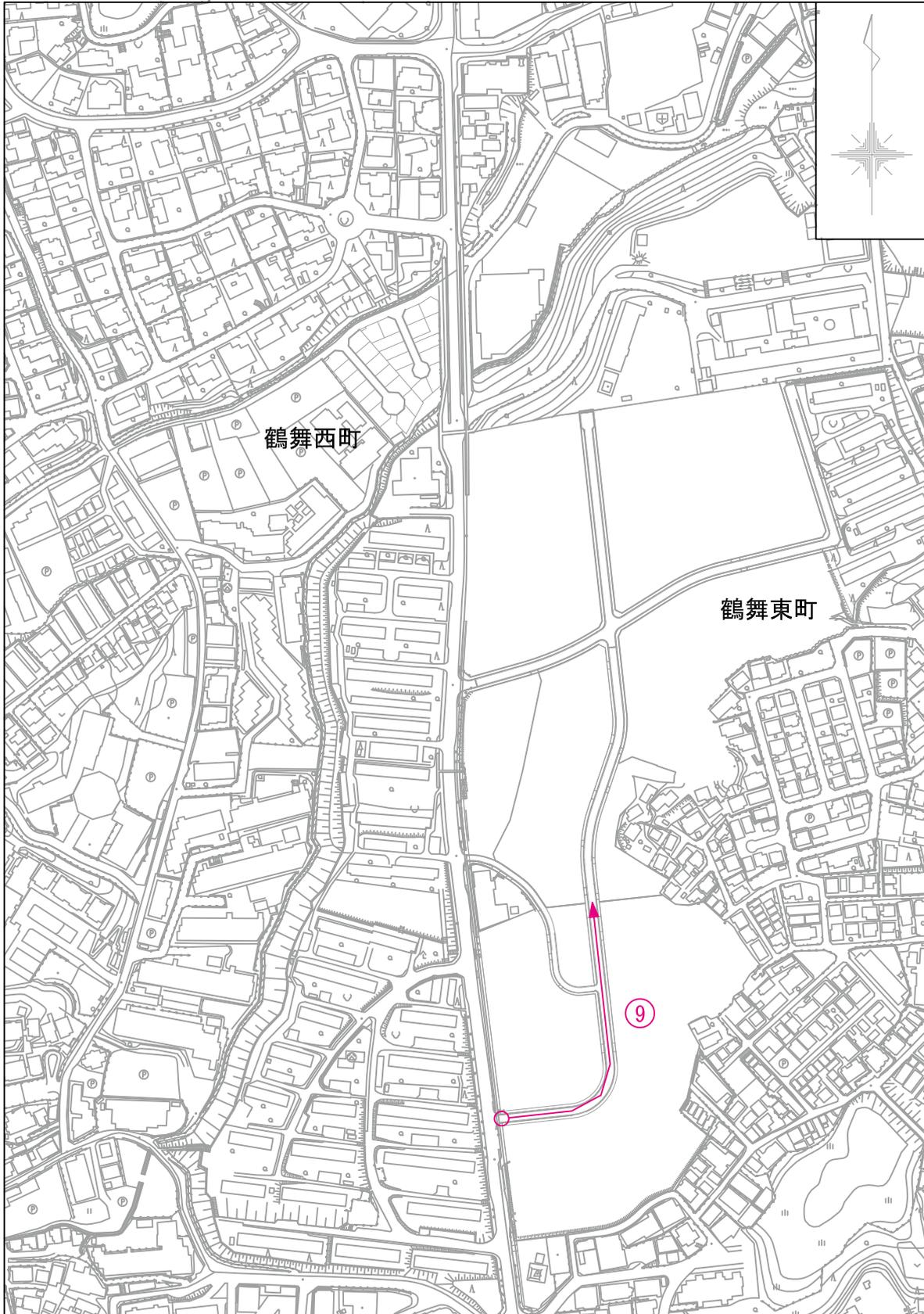
- ⑦ 西部第709号線
- ⑧ 西部第996号線

○————→
 廃止しようとする路線



⑨ 西部第1373号線

○ → 廃止しようとする路線



奈良市議案第48号

市道路線の認定について

次の路線を本市の市道路線に認定しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

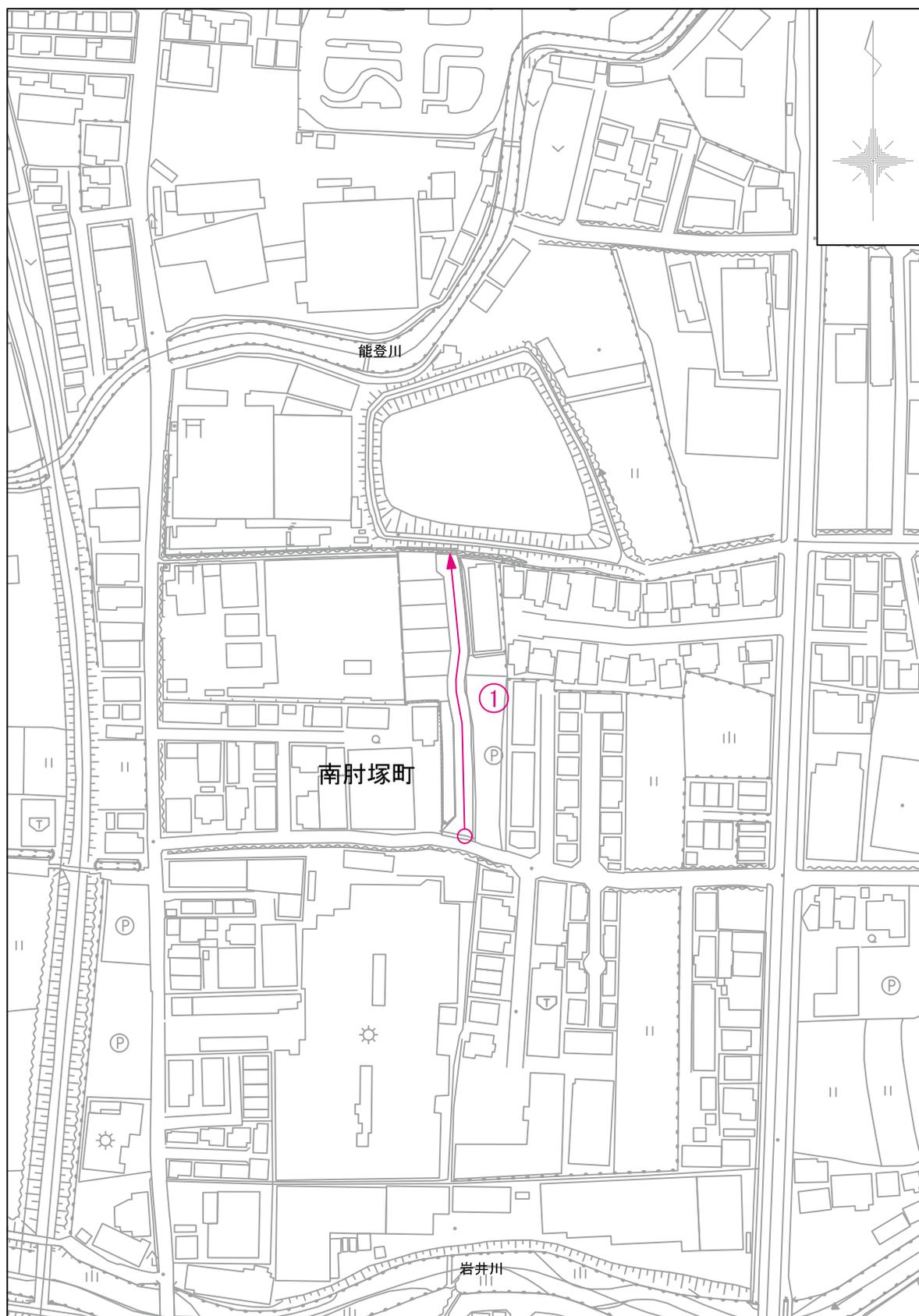
整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	北部第809号線	南肘塚町 134番3地先から	南肘塚町 130番地先まで	L = 99.3 W = 6.0~8.0
2	北部第810号線	南紀寺町三丁目 818番8地先から	南紀寺町三丁目 818番6地先まで	L = 38.2 W = 6.0~8.0
3	北部第811号線	南紀寺町三丁目 818番20地先から	南紀寺町三丁目 818番18地先まで	L = 34.2 W = 6.0~8.0
4	北部第812号線	南京終町六丁目 59番17地先から	南京終町六丁目 59番8地先まで	L = 40.3 W = 6.0~8.0
5	北部第813号線	南京終町六丁目 59番15地先から	南京終町六丁目 59番13地先まで	L = 37.1 W = 6.0~8.0
6	中部第407号線	七条西町二丁目 1014番3地先から	七条西町二丁目 927番8地先まで	L = 188.7 W = 14.0~21.5
7	中部第408号線	七条西町二丁目 949番9地先から	石木町 648番31地先まで	L = 464.5 W = 4.0
8	中部第1411号線	六条一丁目 849番5地先から	六条一丁目 996番1地先まで	L = 143.0 W = 4.0~8.0
9	中部第1471号線	押熊町 2269番253地先から	押熊町 2212番22地先まで	L = 161.9 W = 6.0~8.0
10	中部第1688号線	秋篠町 684番11地先から	秋篠町 678番10地先まで	L = 369.0 W = 6.0~8.0
11	中部第1689号線	秋篠町 666番32地先から	秋篠町 451番地先まで	L = 171.3 W = 6.0~10.6
12	中部第1714号線	七条西町二丁目 927番2地先から	七条西町二丁目 897番1地先まで	L = 63.1 W = 6.0~8.0
13	中部第1715号線	七条西町二丁目 930番1地先から	七条西町二丁目 897番1地先まで	L = 37.7 W = 6.0~8.0
14	中部第1716号線	七条西町二丁目 949番8地先から	七条西町二丁目 949番9地先まで	L = 24.0 W = 4.0
15	中部第1717号線	秋篠町 683番1地先から	秋篠町 666番9地先まで	L = 32.1 W = 6.0
16	中部第1718号線	六条西三丁目 1360番12地先から	六条西三丁目 1360番46地先まで	L = 217.5 W = 6.0
17	中部第1719号線	押熊町 1588番2地先から	押熊町 1409番80地先まで	L = 100.3 W = 6.0~8.0
18	中部第1720号線	西大寺本町 228番6地先から	西大寺本町 228番7地先まで	L = 19.9 W = 9.0
19	中部第1721号線	押熊町 2212番36地先から	押熊町 2212番47地先まで	L = 152.9 W = 6.0
20	中部第1722号線	三条松町 403番20地先から	三条松町 403番23地先まで	L = 44.4 W = 6.0~13.0

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
21	中部第1723号線	菅原町 692番4地先から	菅原町 692番19地先まで	L = 281.7 W = 6.0~8.0
22	中部第1724号線	菅原町 692番15地先から	菅原町 708番6地先まで	L = 165.3 W = 6.0
23	中部第1725号線	菅原町 708番26地先から	菅原町 708番10地先まで	L = 102.6 W = 6.0~8.0
24	中部第1726号線	菅原町 708番3地先から	菅原町 708番21地先まで	L = 46.0 W = 6.0~8.0
25	中部第1727号線	中山町 1161番8地先から	中山町 1617番11地先まで	L = 95.4 W = 6.0
26	中部第1728号線	押熊町 1576番9地先から	押熊町 1586番18地先まで	L = 94.9 W = 6.0
27	中部第1729号線	押熊町 2110番45地先から	押熊町 2110番61地先まで	L = 131.2 W = 6.0
28	中部第1730号線	押熊町 2110番29地先から	押熊町 2110番54地先まで	L = 169.0 W = 6.0
29	中部第1731号線	押熊町 2110番9地先から	押熊町 2139番2地先まで	L = 76.7 W = 6.0
30	中部第1732号線	押熊町 2110番18地先から	押熊町 2110番20地先まで	L = 32.8 W = 4.0
31	中部第1733号線	六条西二丁目 1537番535地先から	六条西二丁目 1537番542地先まで	L = 68.2 W = 6.0~8.0
32	中部第1734号線	六条西二丁目 1537番545地先から	六条西二丁目 1537番490地先まで	L = 33.2 W = 6.0~8.0
33	中部第1735号線	尼辻町乙 457番9地先から	尼辻町甲 1028番9地先まで	L = 34.2 W = 6.0~8.0
34	中部第1736号線	尼辻町乙 442番1地先から	尼辻町乙 455番10地先まで	L = 96.2 W = 6.0~8.0
35	中部第1737号線	大安寺町 565番9地先から	大安寺町 548番4地先まで	L = 180.3 W = 6.0~8.0
36	中部第1738号線	大安寺町 565番6地先から	大安寺町 565番13地先まで	L = 104.2 W = 6.0
37	中部第1739号線	大安寺町 553番5地先から	大安寺町 553番13地先まで	L = 58.1 W = 6.0~8.0
38	中部第1740号線	大安寺町 548番3地先から	大安寺町 544番2地先まで	L = 51.4 W = 6.0~8.0
39	中部第1741号線	平松二丁目 247番6地先から	平松二丁目 248番8地先まで	L = 97.8 W = 6.0~8.0
40	中部第1742号線	西大寺南町 2369番1地先から	西大寺南町 2366番1地先まで	L = 88.0 W = 6.0

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
41	西部第709号線	中町 4812番1地先から	中町 4888番2地先まで	L = 860.0 W = 2.9~7.5
42	西部第996号線	石木町 836番10地先から	丸山一丁目 1079番237地先まで	L = 752.4 W = 14.0~25.5
43	西部第1373号線	鶴舞東町 657番14地先から	鶴舞東町 657番34地先まで	L = 555.4 W = 10.0
44	西部第1453号線	鶴舞東町 657番33地先から	鶴舞東町 657番31地先まで	L = 397.6 W = 10.0
45	西部第1454号線	鶴舞西町 708番22地先から	鶴舞西町 708番15地先まで	L = 48.9 W = 6.0~12.0
46	西部第1455号線	石木町 53番14地先から	石木町 114番3地先まで	L = 108.5 W = 6.0
47	西部第1456号線	学園大和町五丁目 724番5地先から	学園大和町五丁目 724番50地先まで	L = 179.4 W = 4.0
48	西部第1457号線	学園大和町五丁目 724番32地先から	学園大和町五丁目 724番31地先まで	L = 41.9 W = 4.0
49	西部第1458号線	富雄元町一丁目 560番100地先から	富雄元町一丁目 560番106地先まで	L = 43.5 W = 6.0~8.0
50	西部第1459号線	富雄元町一丁目 560番13地先から	富雄元町一丁目 560番96地先まで	L = 35.7 W = 6.0~8.0
51	西部第1460号線	中町 4964番3地先から	中町 4965番3地先まで	L = 246.3 W = 6.0
52	西部第1461号線	富雄川西一丁目 53番3地先から	富雄川西一丁目 53番8地先まで	L = 28.2 W = 6.0~8.0
53	西部第1462号線	富雄元町三丁目 2066番55地先から	富雄元町三丁目 2066番48地先まで	L = 79.1 W = 6.0~8.0
54	南部第719号線	八条五丁目 335番1地先から	八条五丁目 335番14地先まで	L = 72.3 W = 6.0~8.0
55	南部第720号線	八条五丁目 335番1地先から	八条五丁目 335番21地先まで	L = 41.3 W = 6.0
56	南部第721号線	八条四丁目 164番3地先から	八条四丁目 648番1地先まで	L = 79.1 W = 18.2~104.7

① 北部第809号線

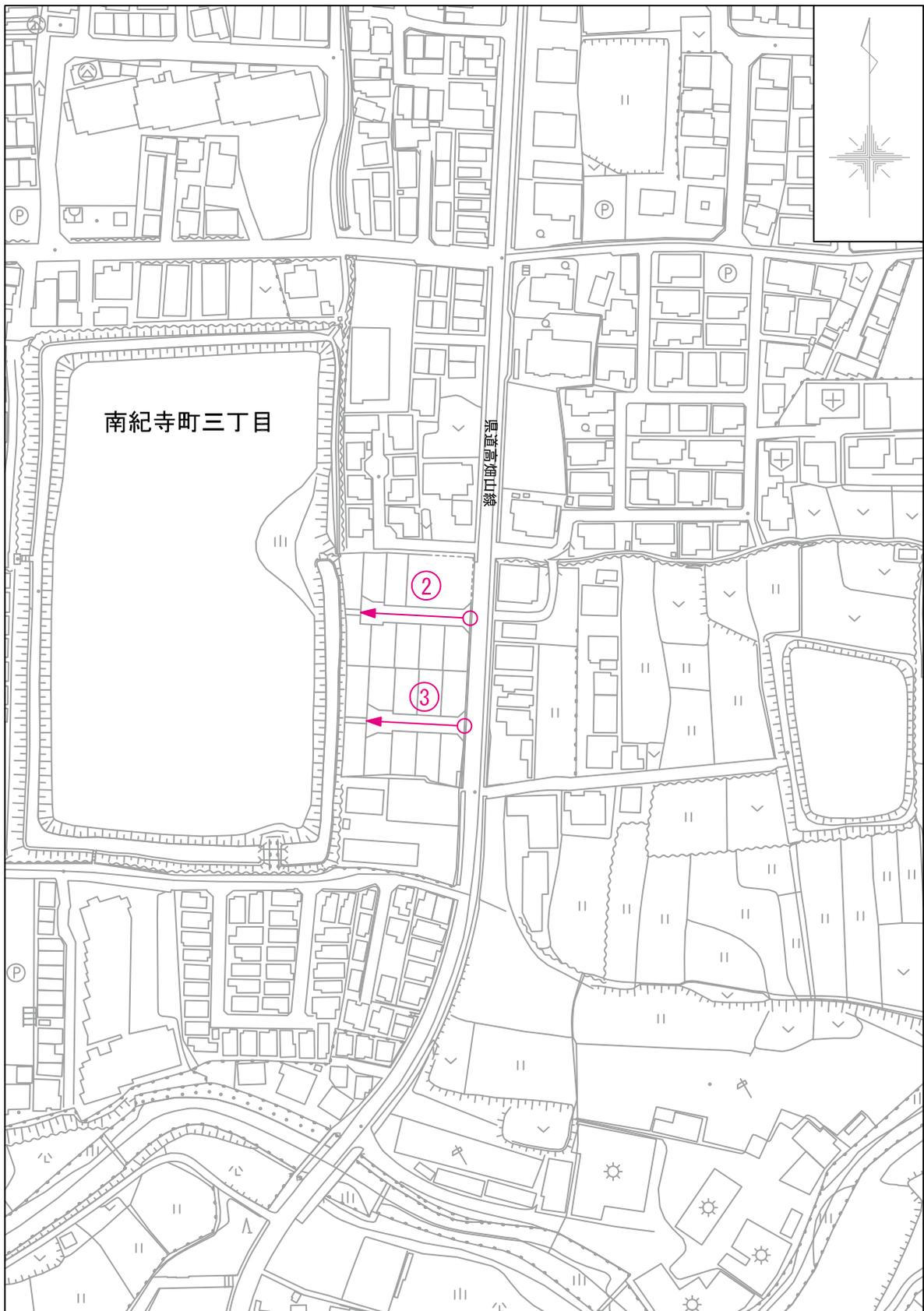
→ 認定しようとする路線



- ② 北部第810号線
- ③ 北部第811号線

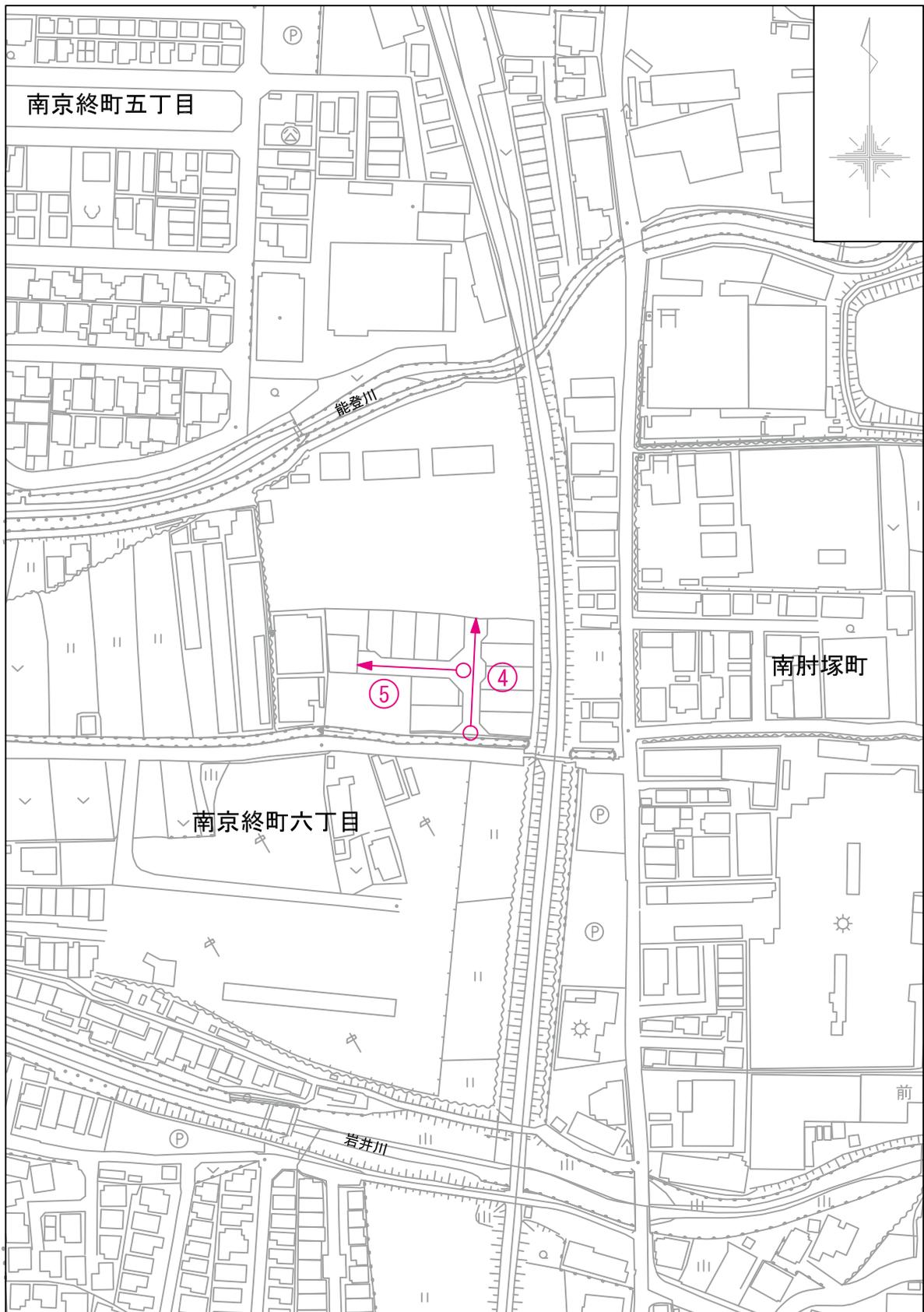


 認定しようとする路線



- ④ 北部第812号線
- ⑤ 北部第813号線

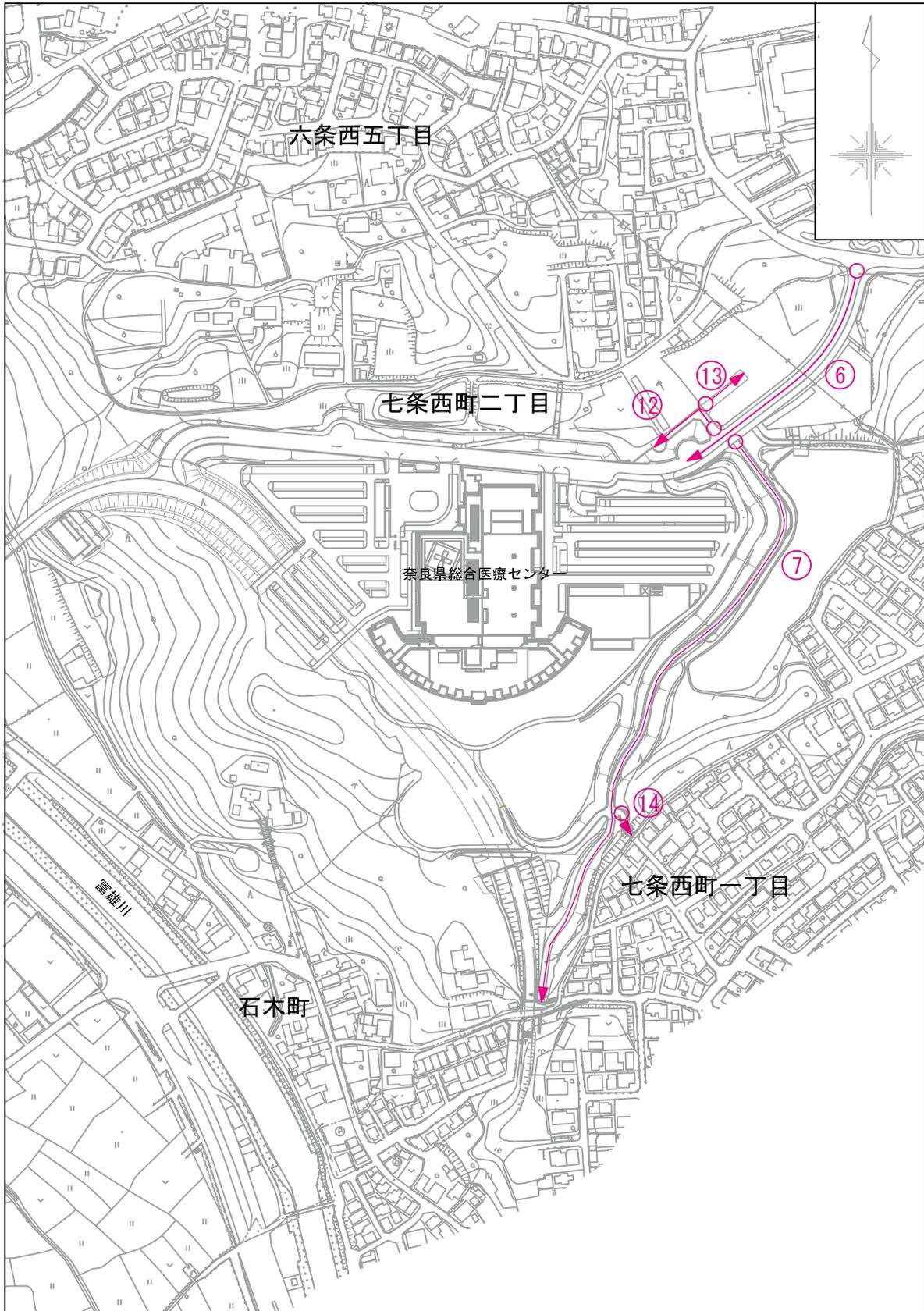

 認定しようとする路線



- ⑥ 中部第407号線 ⑭ 中部第1716号線
- ⑦ 中部第408号線
- ⑫ 中部第1714号線
- ⑬ 中部第1715号線



 認定しようとする路線



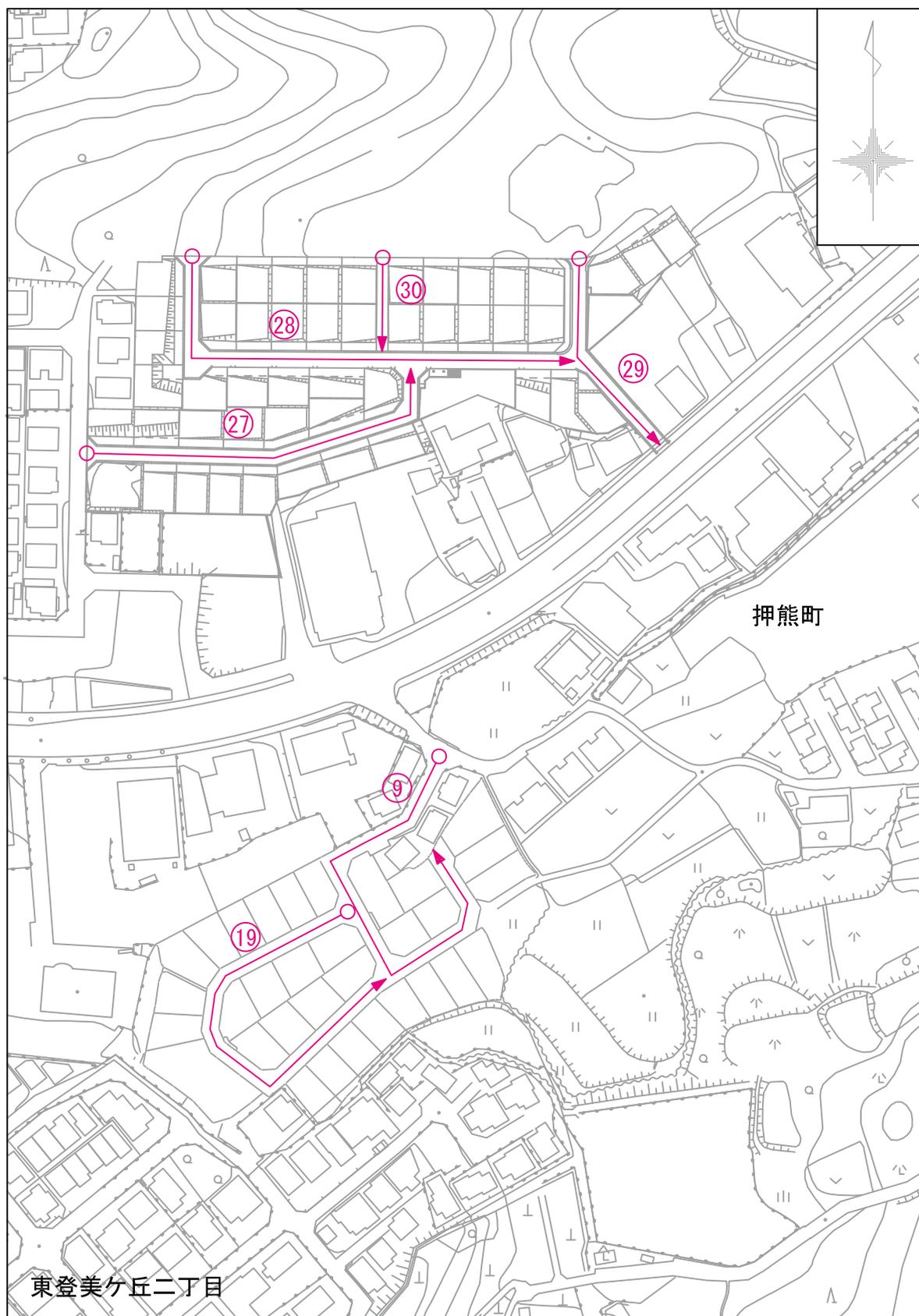
⑧ 中部第1411号線

→ 認定しようとする路線



- ⑨ 中部第1471号線 ②9 中部第1731号線
- ①9 中部第1721号線 ③0 中部第1732号線
- ②7 中部第1729号線
- ②8 中部第1730号線

 認定しようとする路線



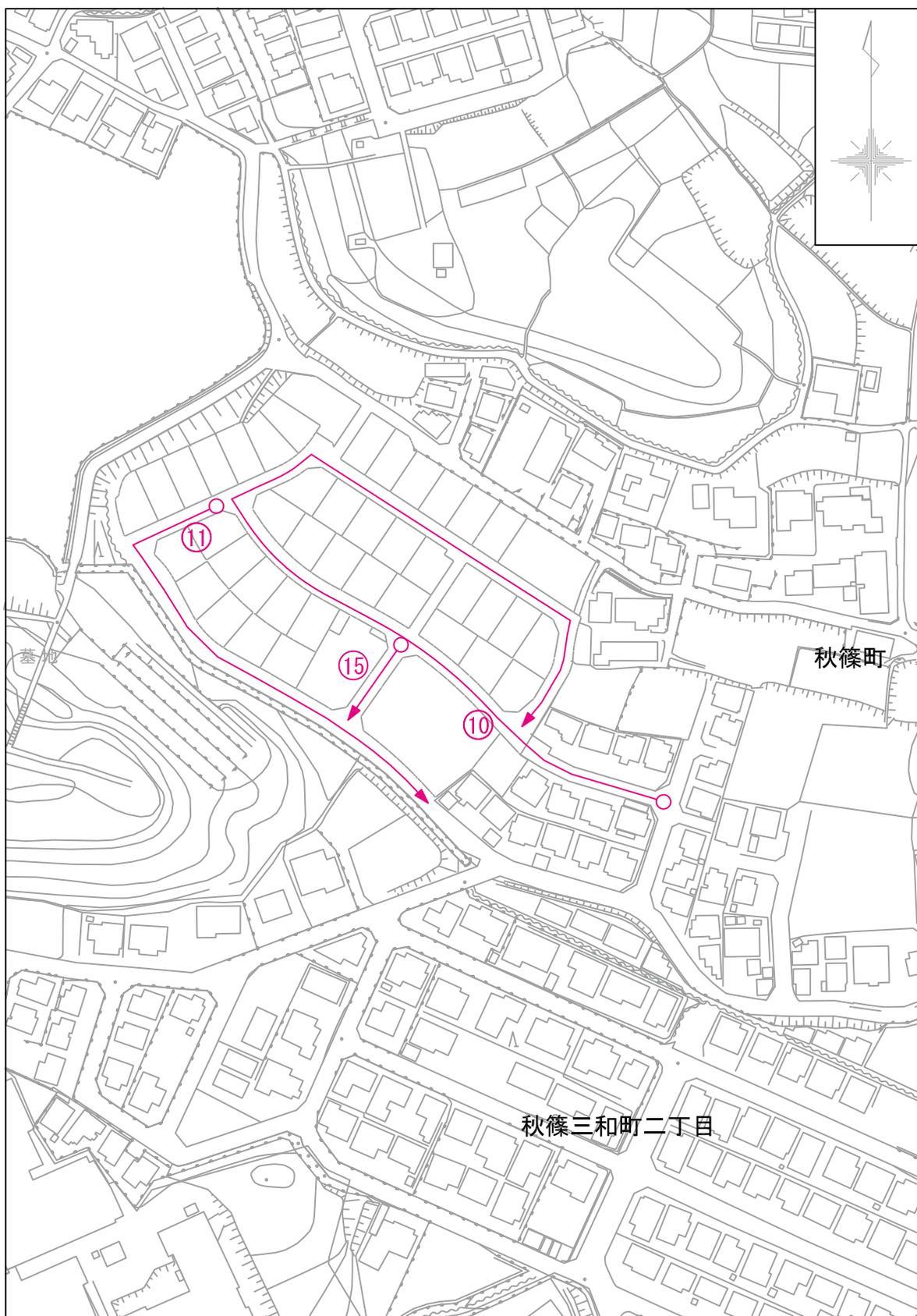
⑩ 中部第1688号線

⑪ 中部第1689号線

⑮ 中部第1717号線



認定しようとする路線



①⑥ 中部第1718号線

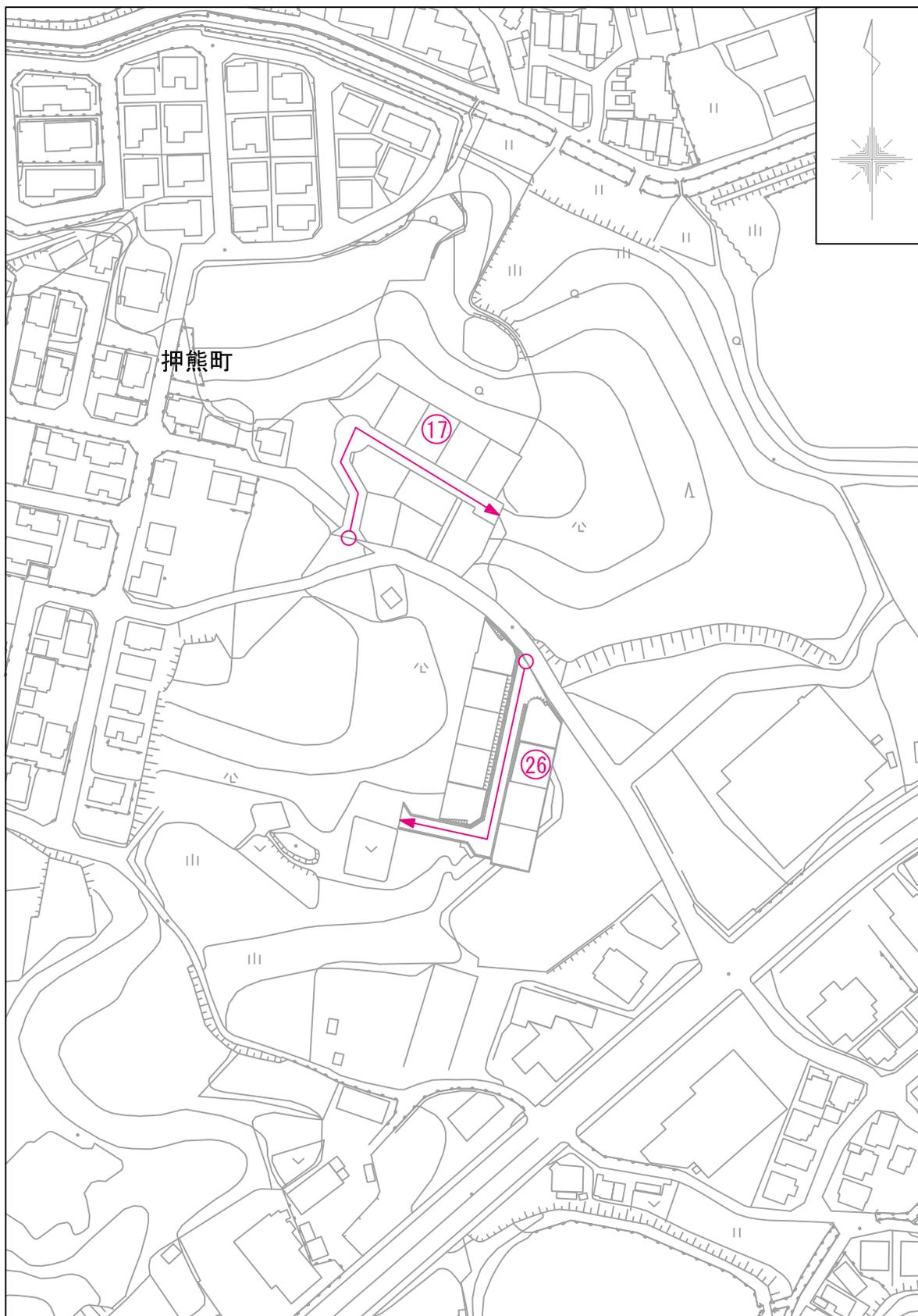
→ 認定しようとする路線



⑰ 中部第1719号線

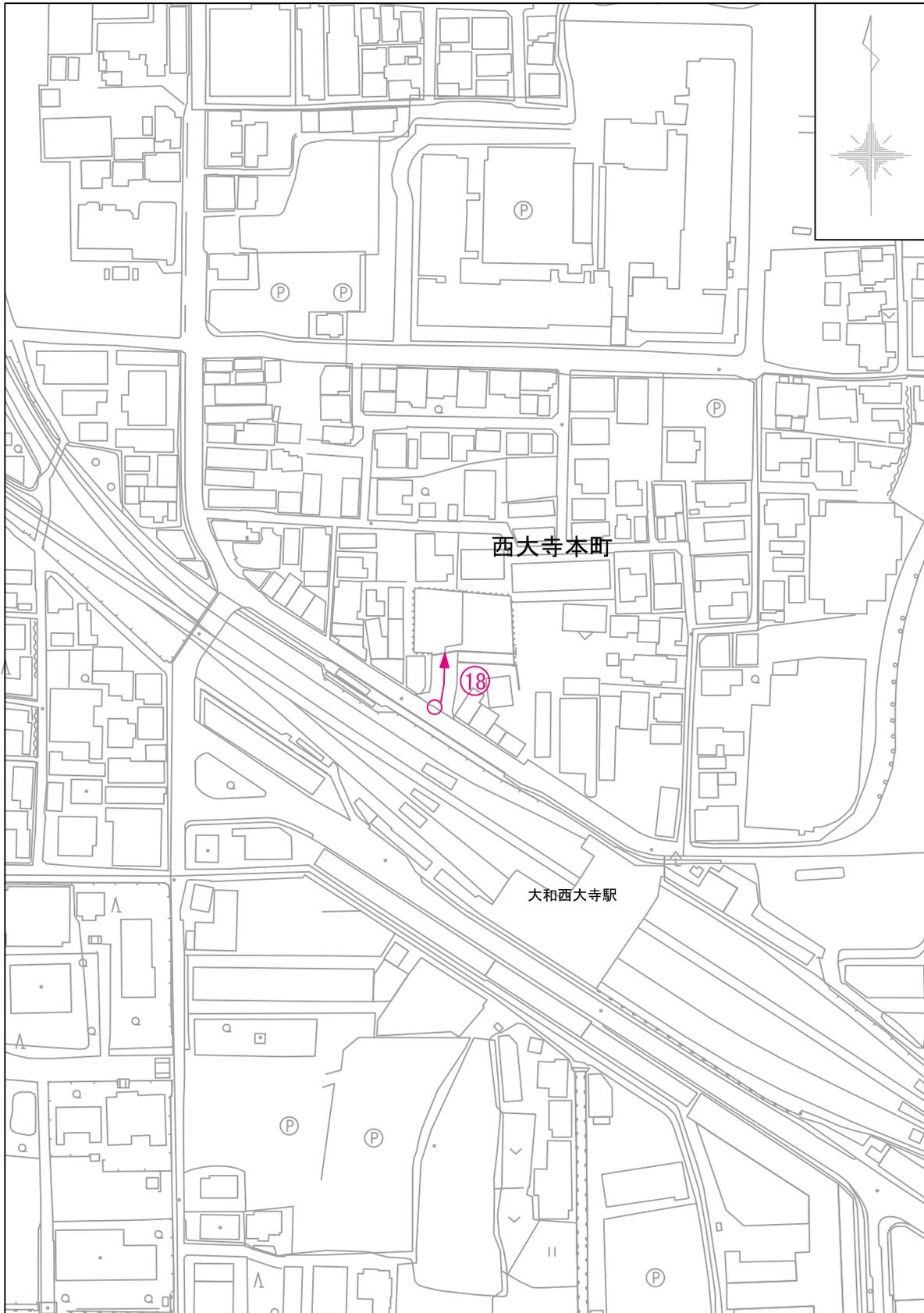
⑳ 中部第1728号線

 認定しようとする路線



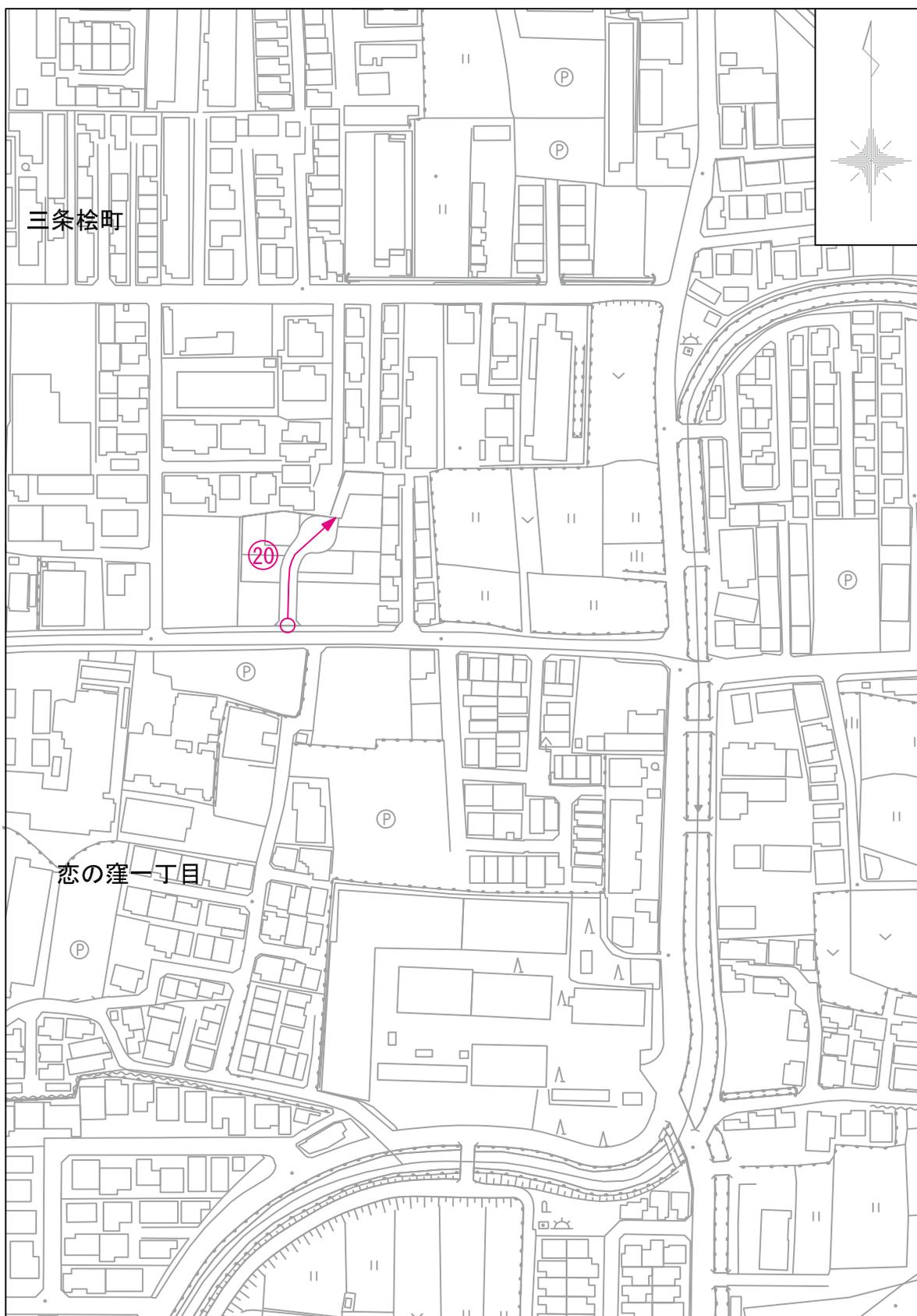
⑱ 中部第1720号線

→ 認定しようとする路線



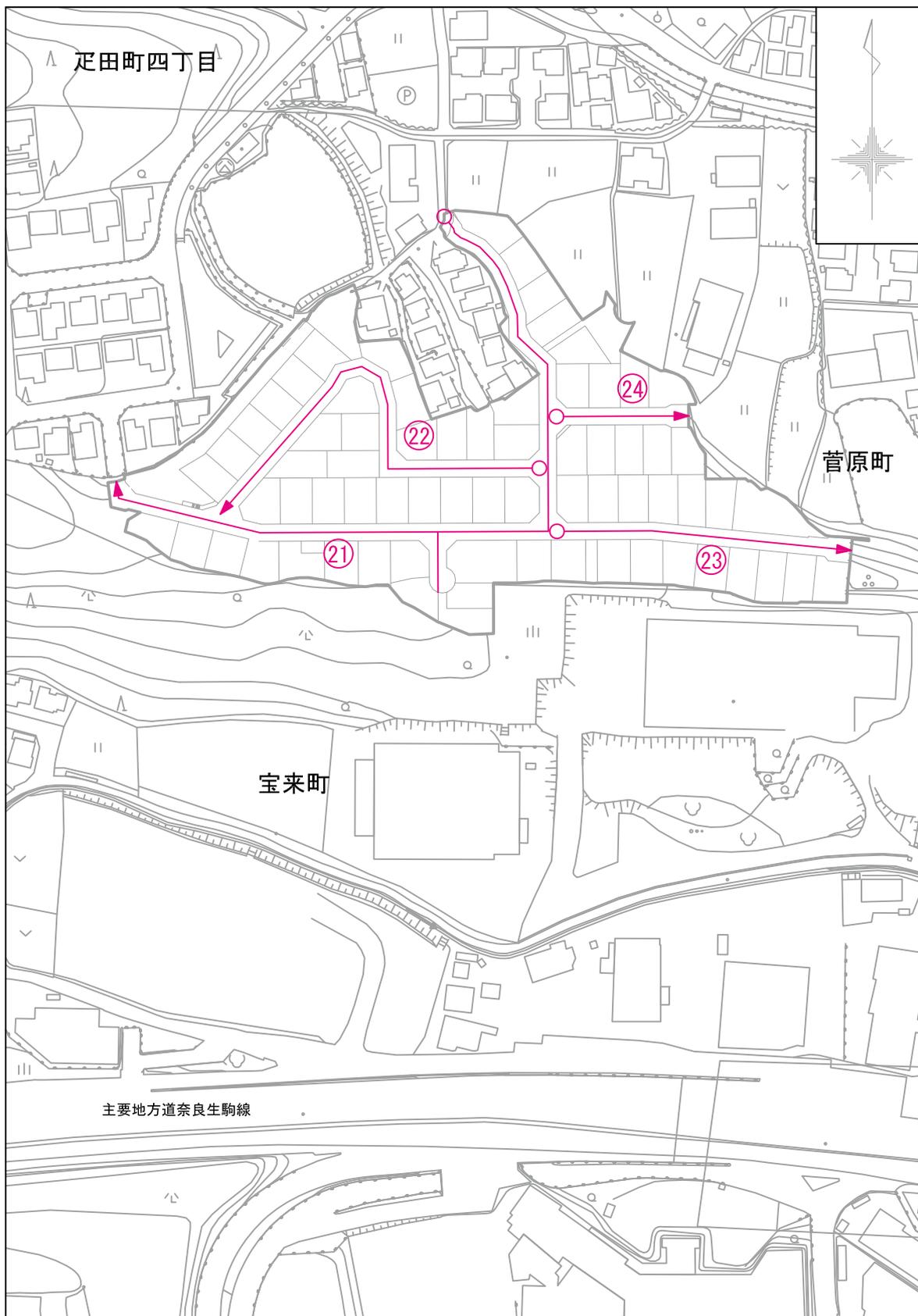
⑳ 中部第1722号線

➡
認定しようとする路線



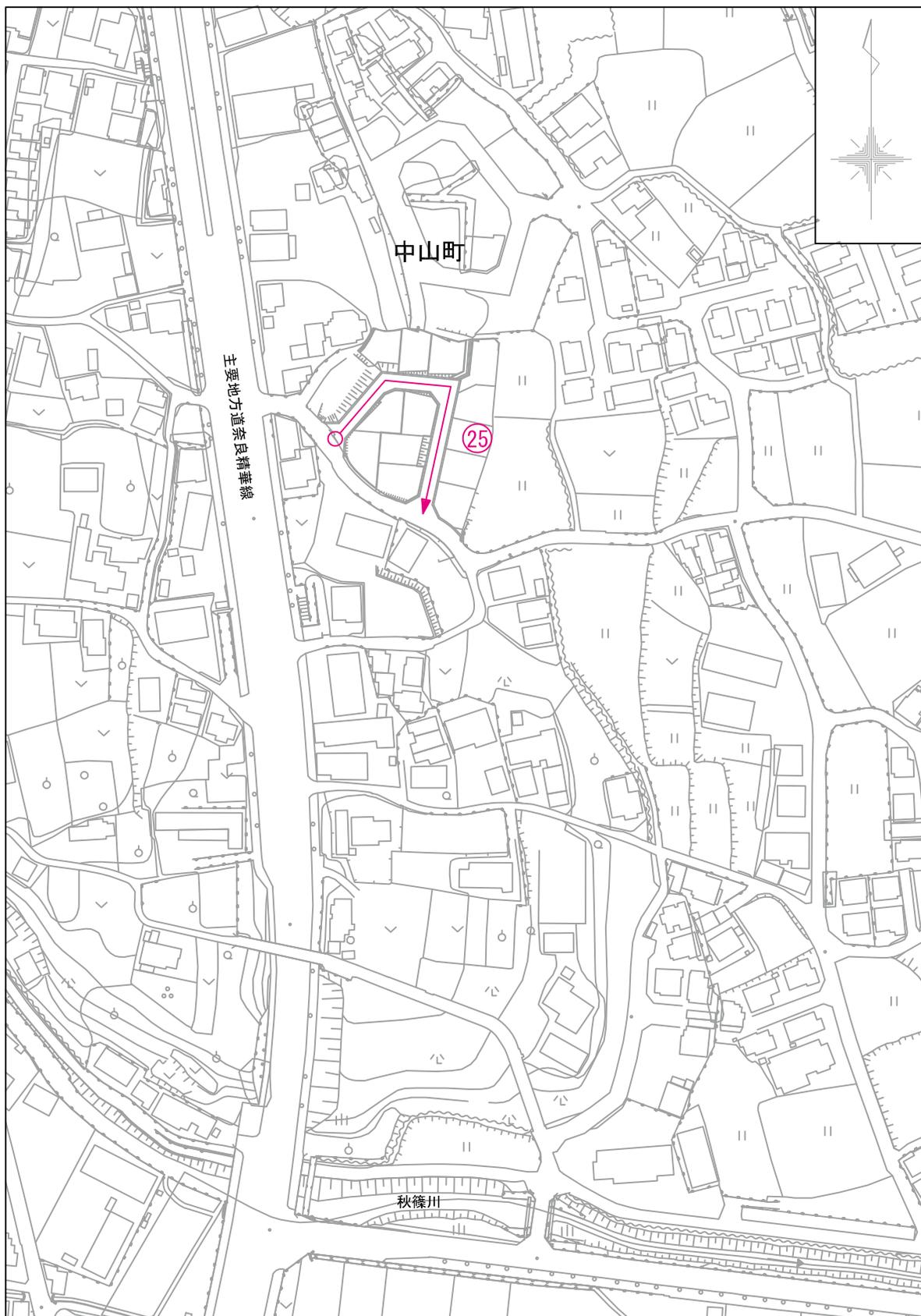
- ㉑ 中部第1723号線
- ㉒ 中部第1724号線
- ㉓ 中部第1725号線
- ㉔ 中部第1726号線

➡ 認定しようとする路線



25 中部第1727号線

→ 認定しようとする路線

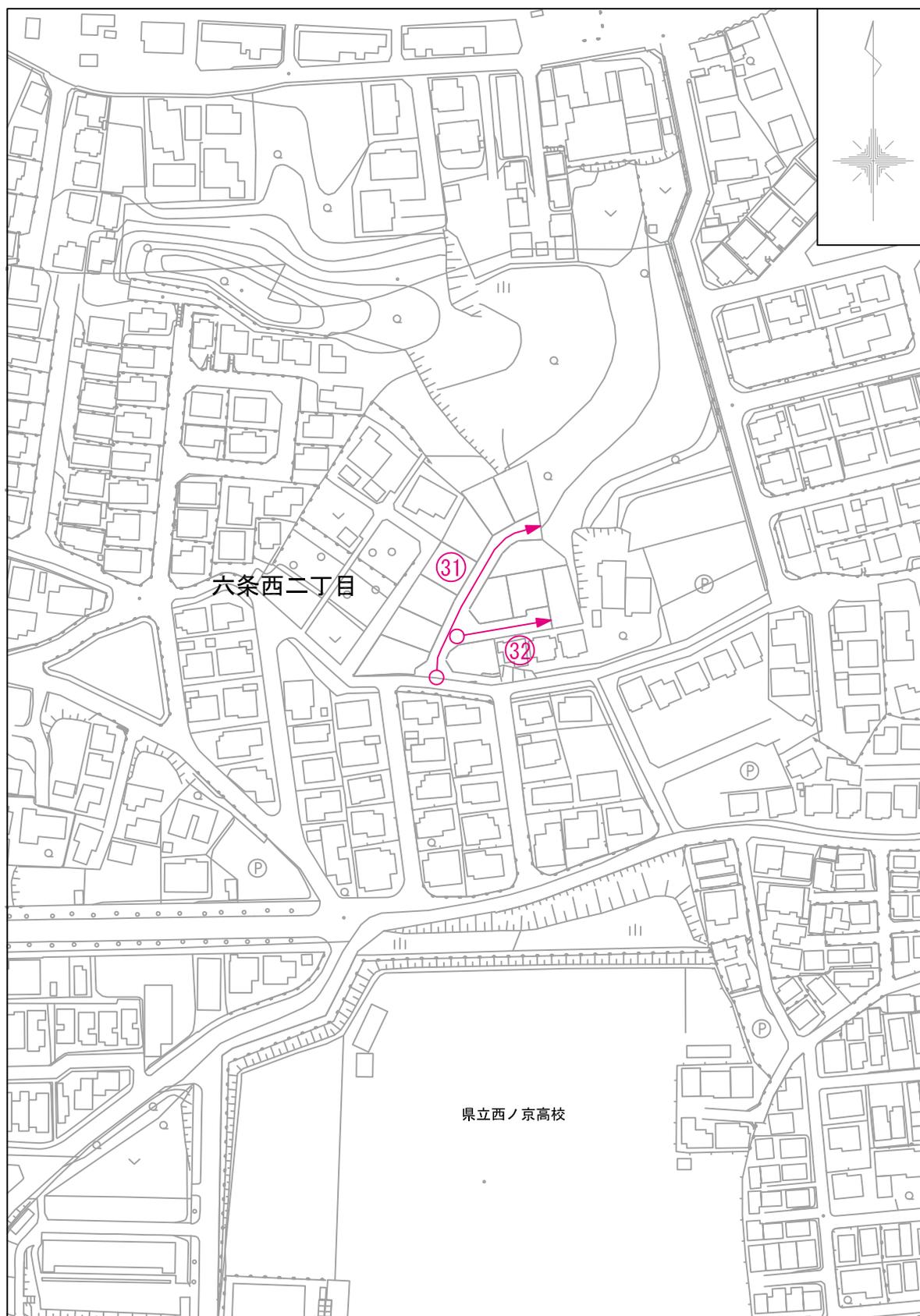


③① 中部第1733号線

③② 中部第1734号線

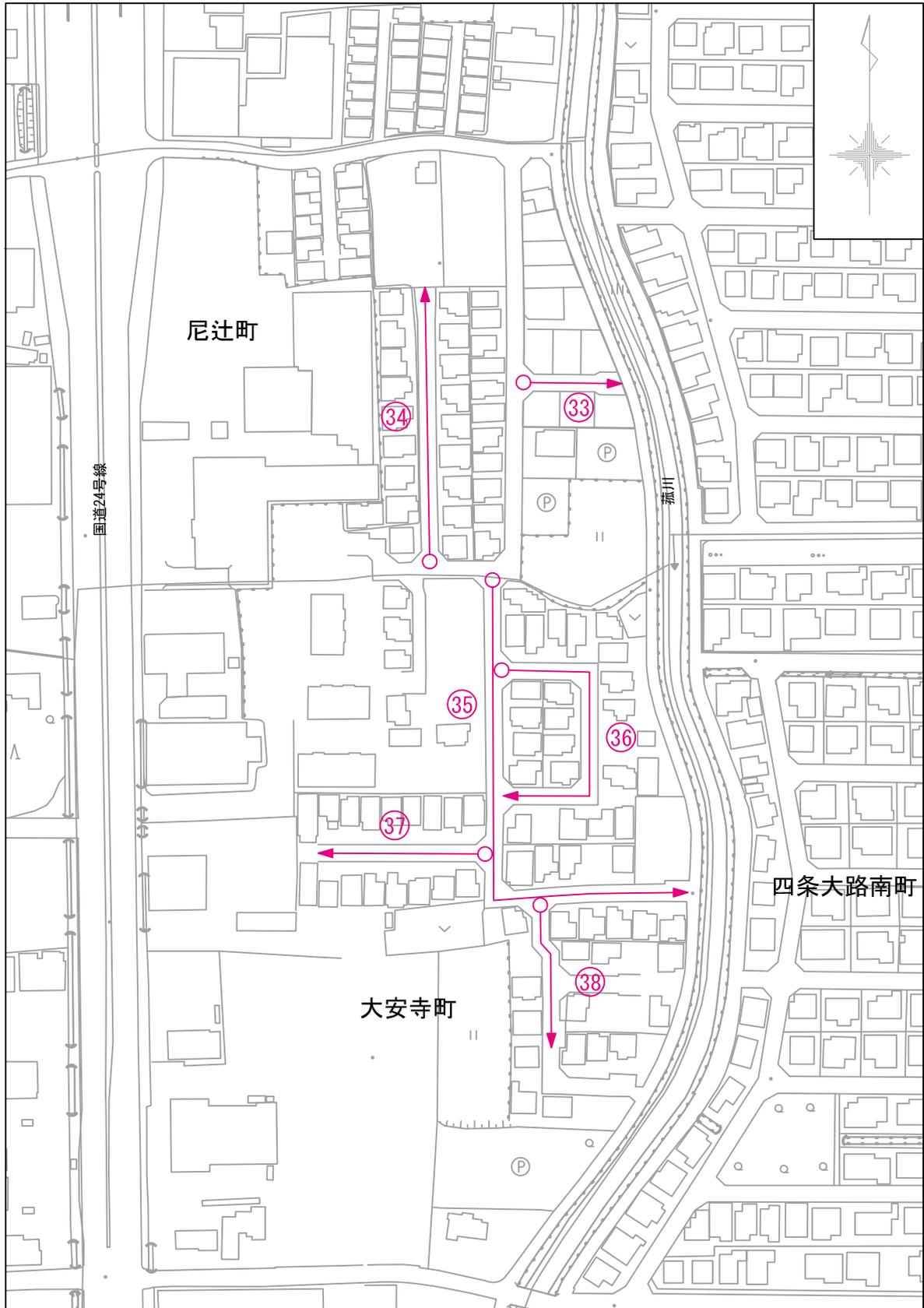


認定しようとする路線



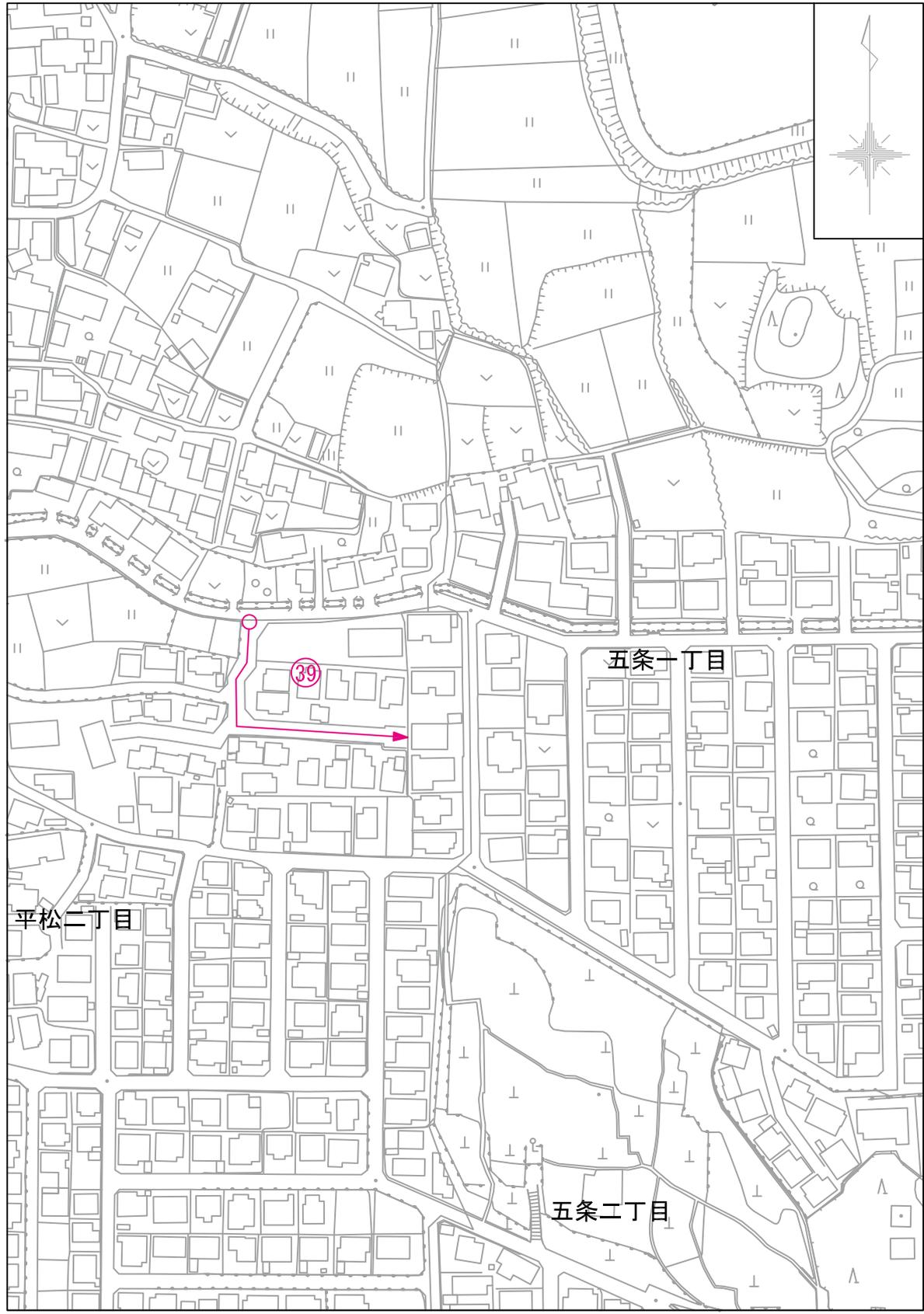
- ③③ 中部第1735号線 ③⑦ 中部第1739号線
- ③④ 中部第1736号線 ③⑧ 中部第1740号線
- ③⑤ 中部第1737号線
- ③⑥ 中部第1738号線

→ 認定しようとする路線



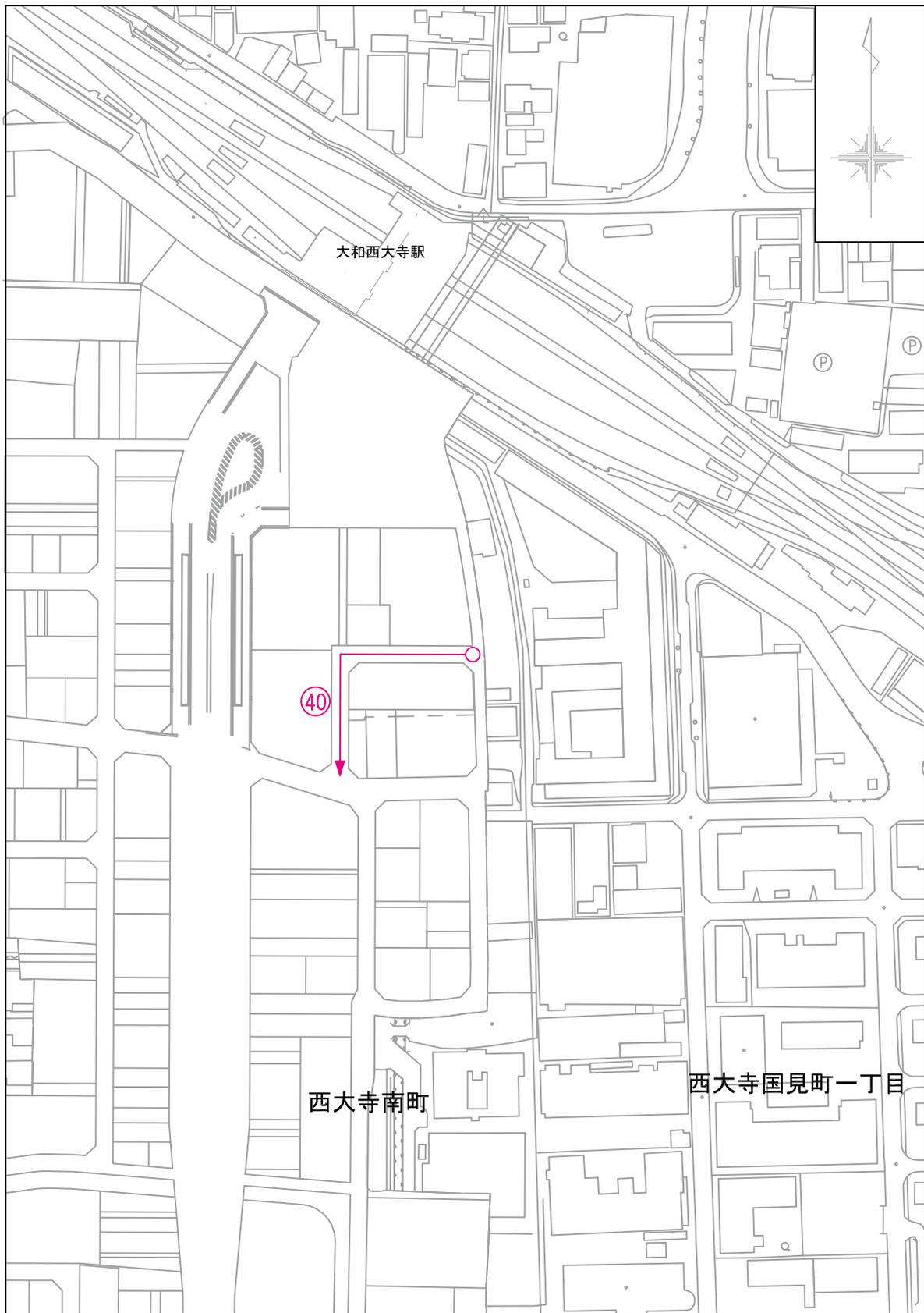
③⑨ 中部第1741号線

→ 認定しようとする路線



④ 中部第1742号線

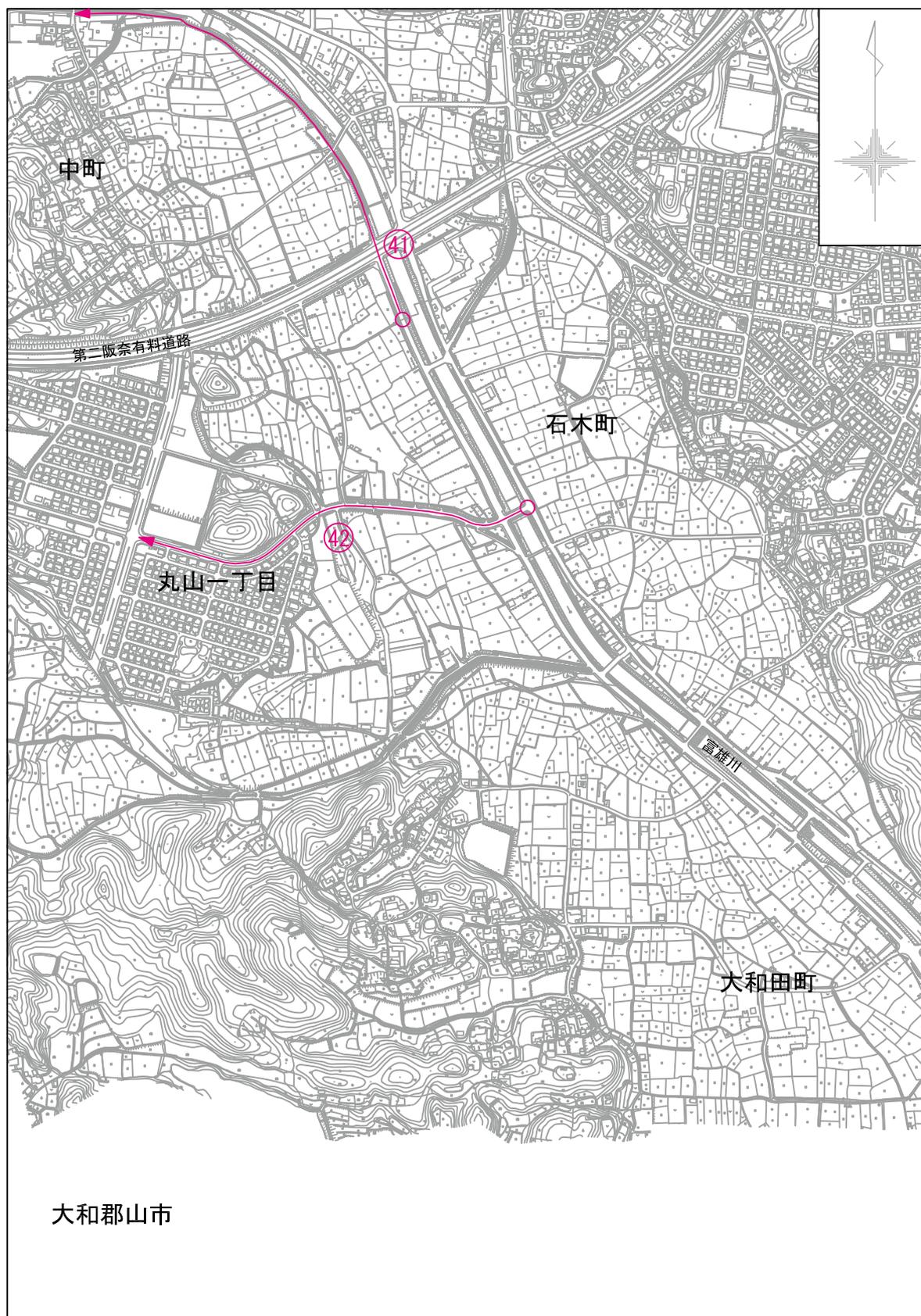
○ → 認定しようとする路線



④1 西部第709号線

④2 西部第996号線

→
認定しようとする路線

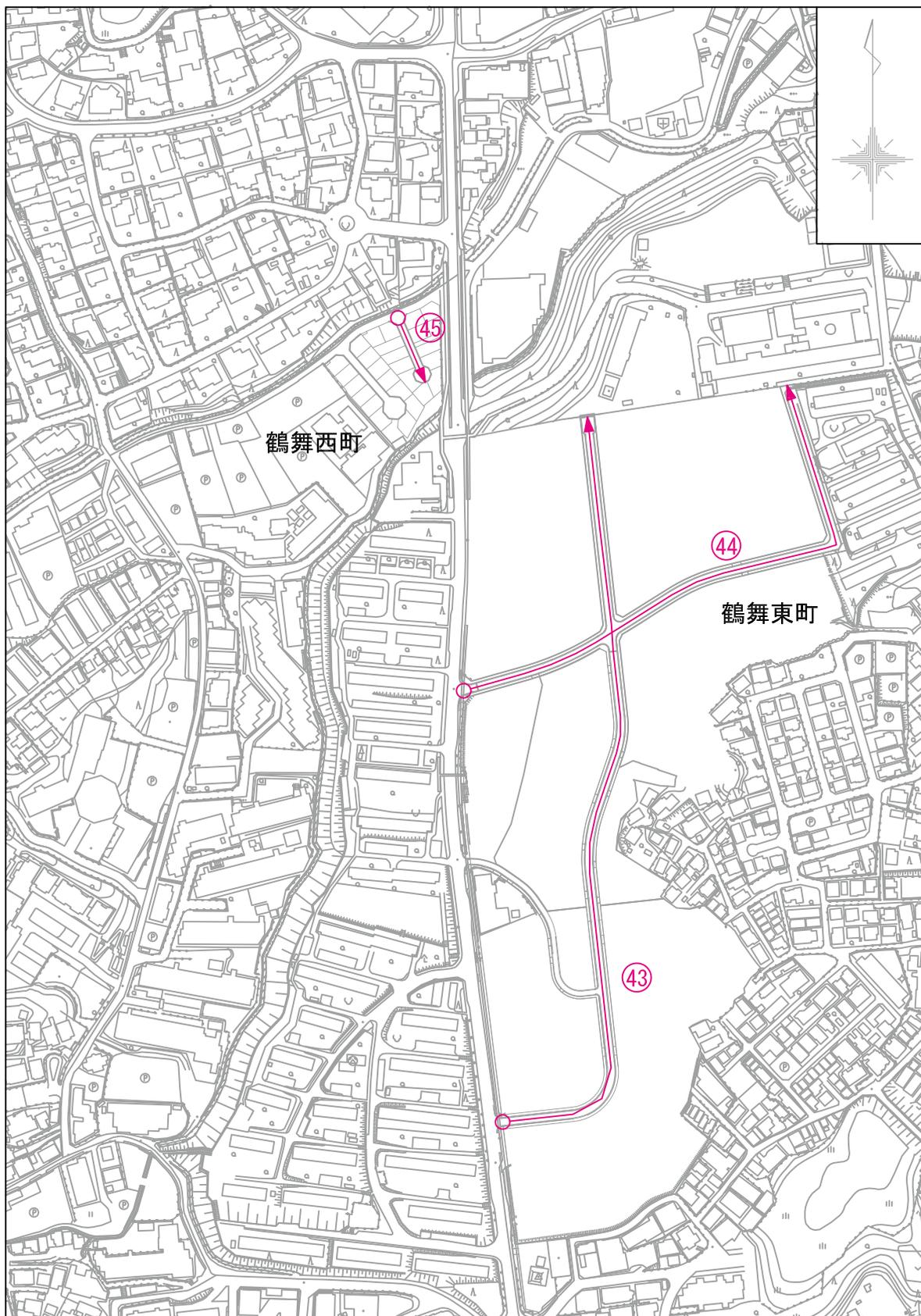


④③ 西部第1373号線

④④ 西部第1453号線

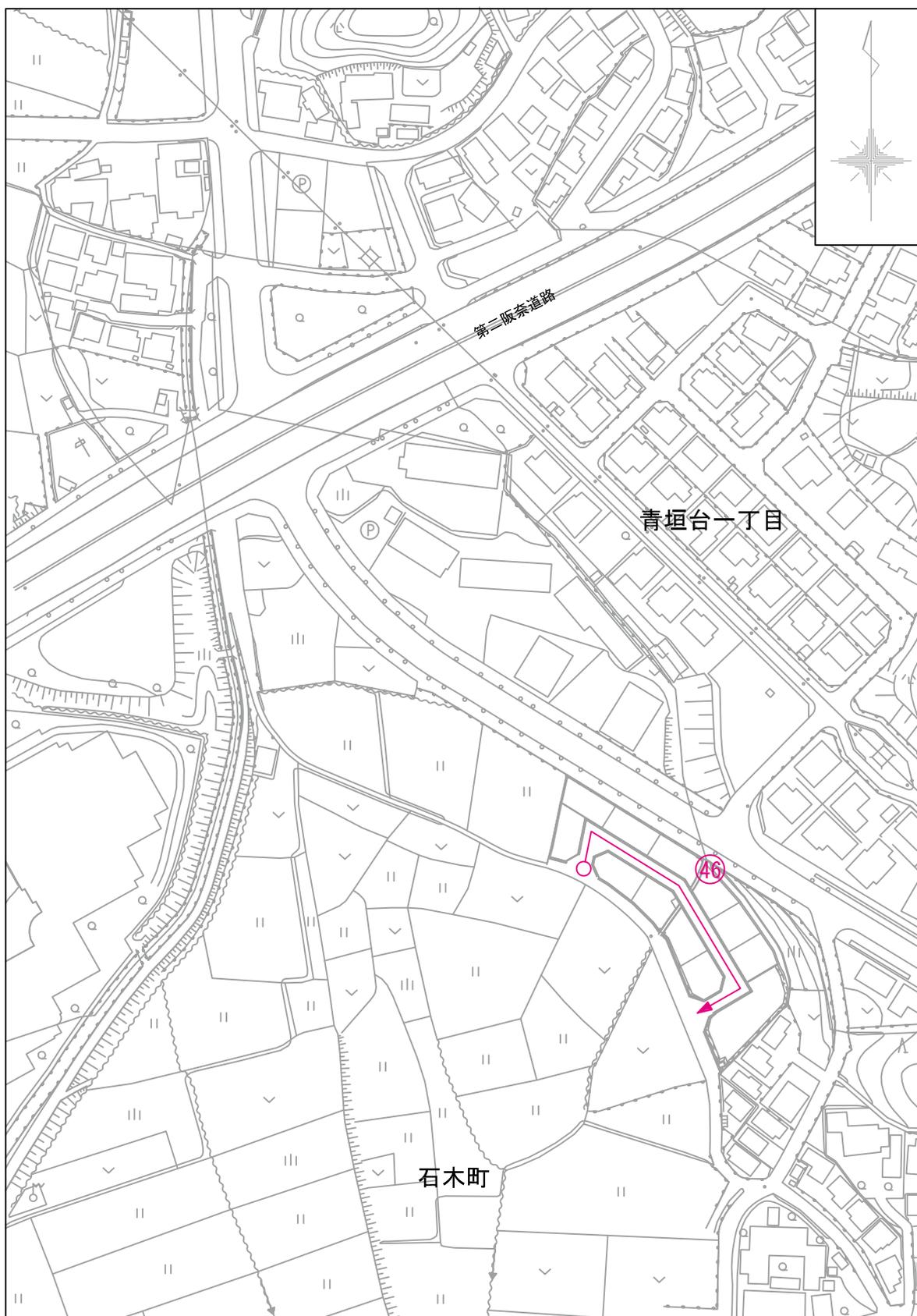
④⑤ 西部第1454号線

→
認定しようとする路線



④⑥ 西部第1455号線

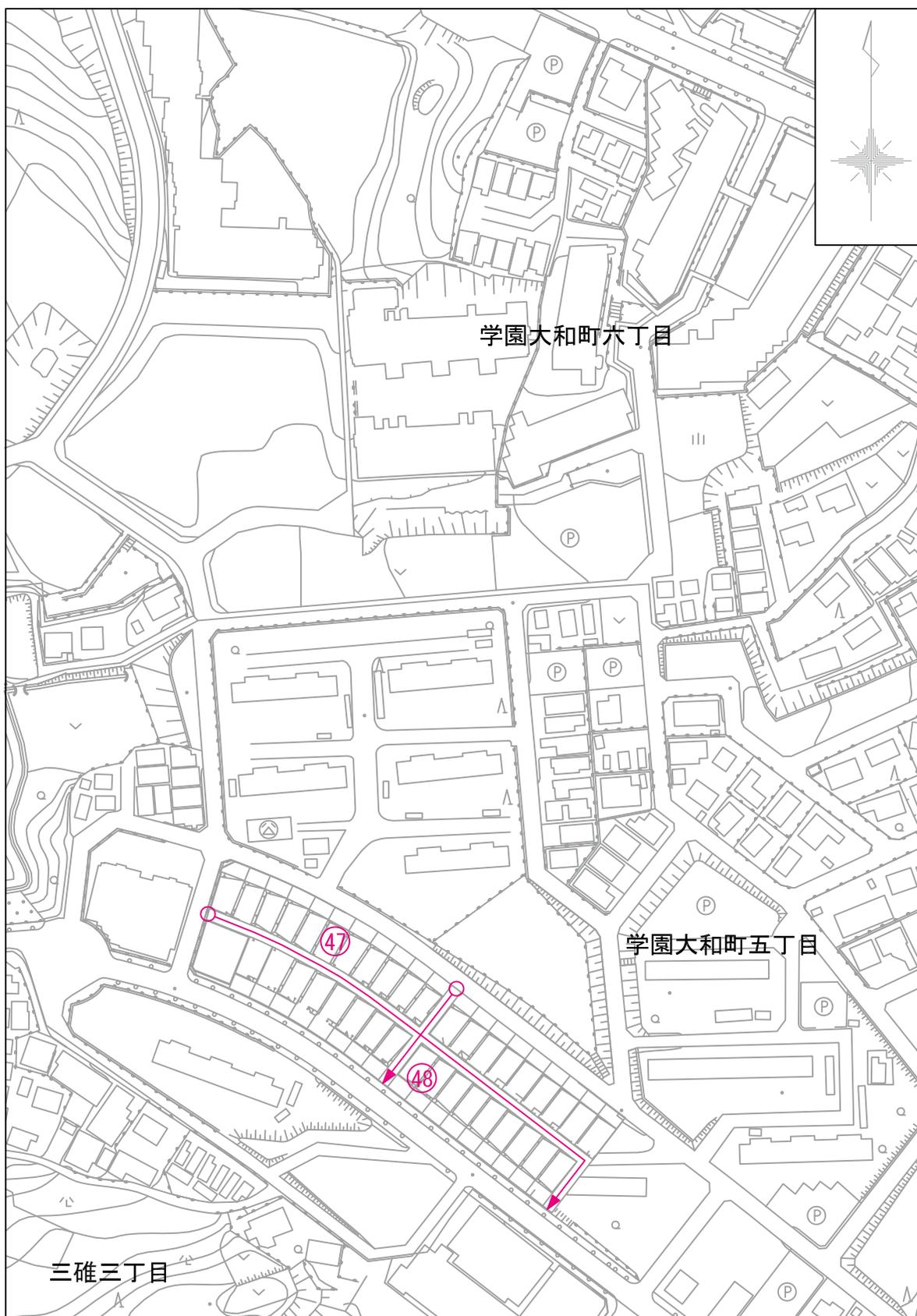
○ → 認定しようとする路線



④7 西部第1456号線

④8 中部第1457号線

 認定しようとする路線

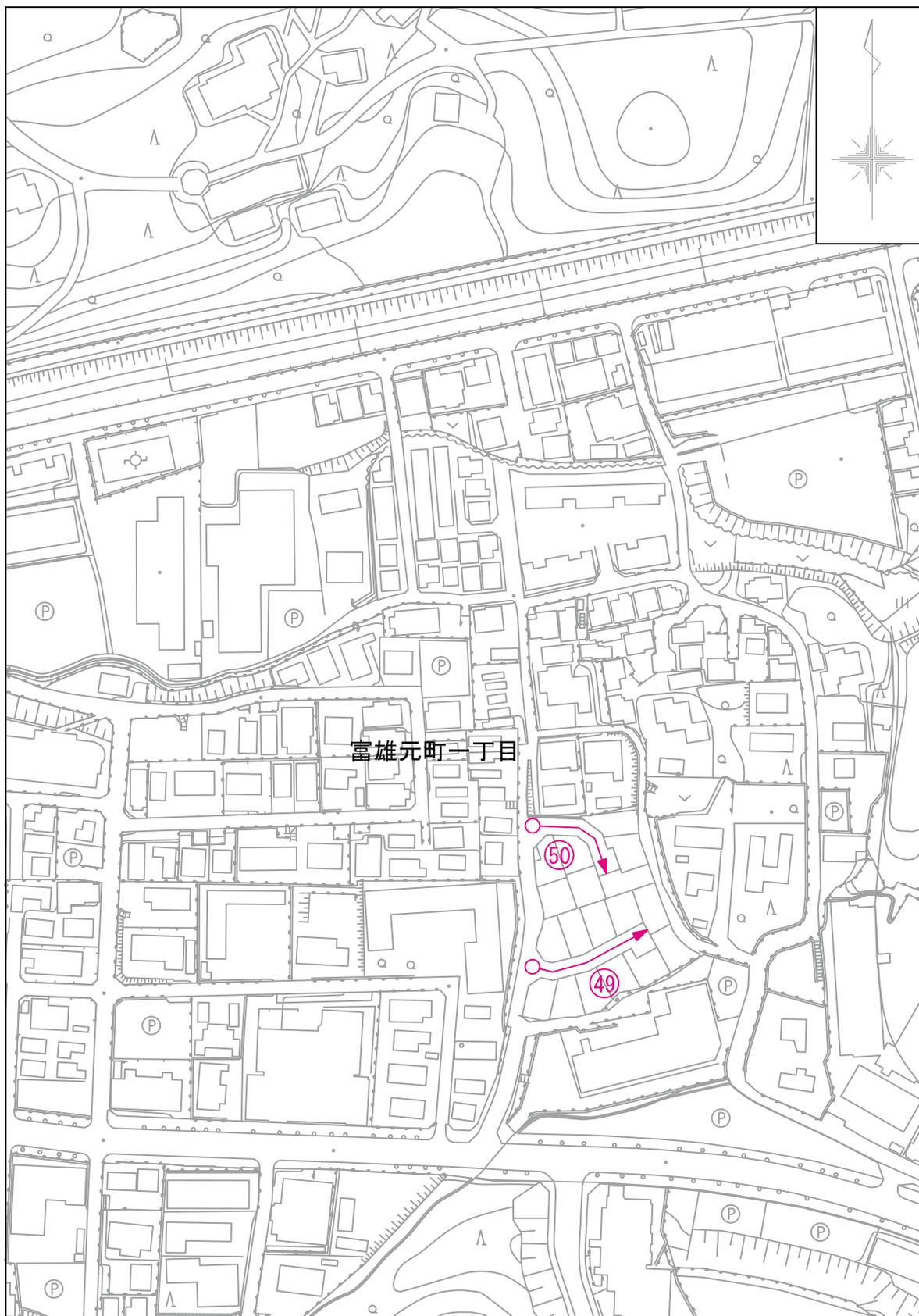


④ 西部第1458号線

⑤ 西部第1459号線



認定しようとする路線



51 西部第1460号線

→ 認定しようとする路線



⑤② 西部第1461号線

⑤③ 西部第1462号線



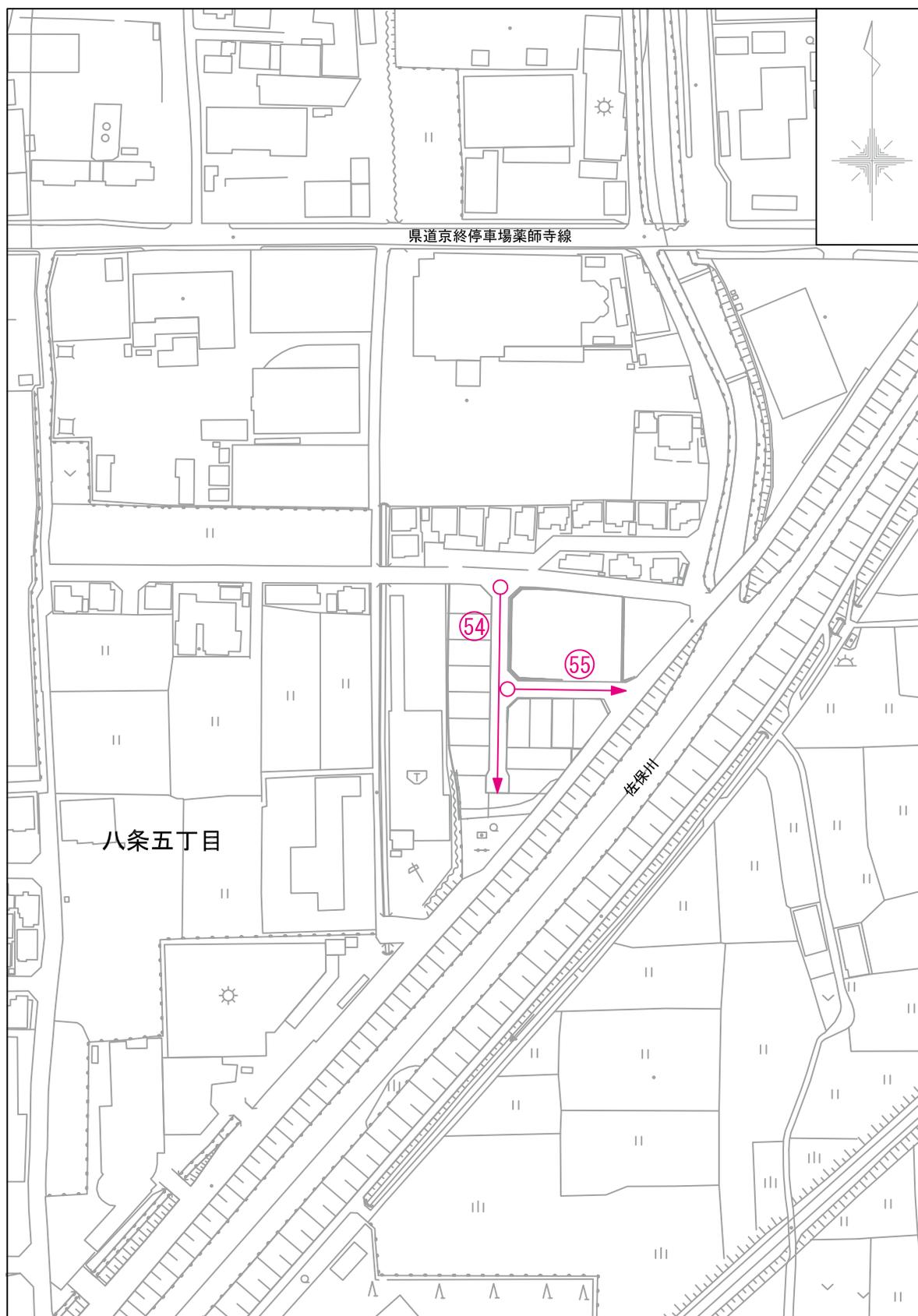
認定しようとする路線



⑤④ 南部第719号線

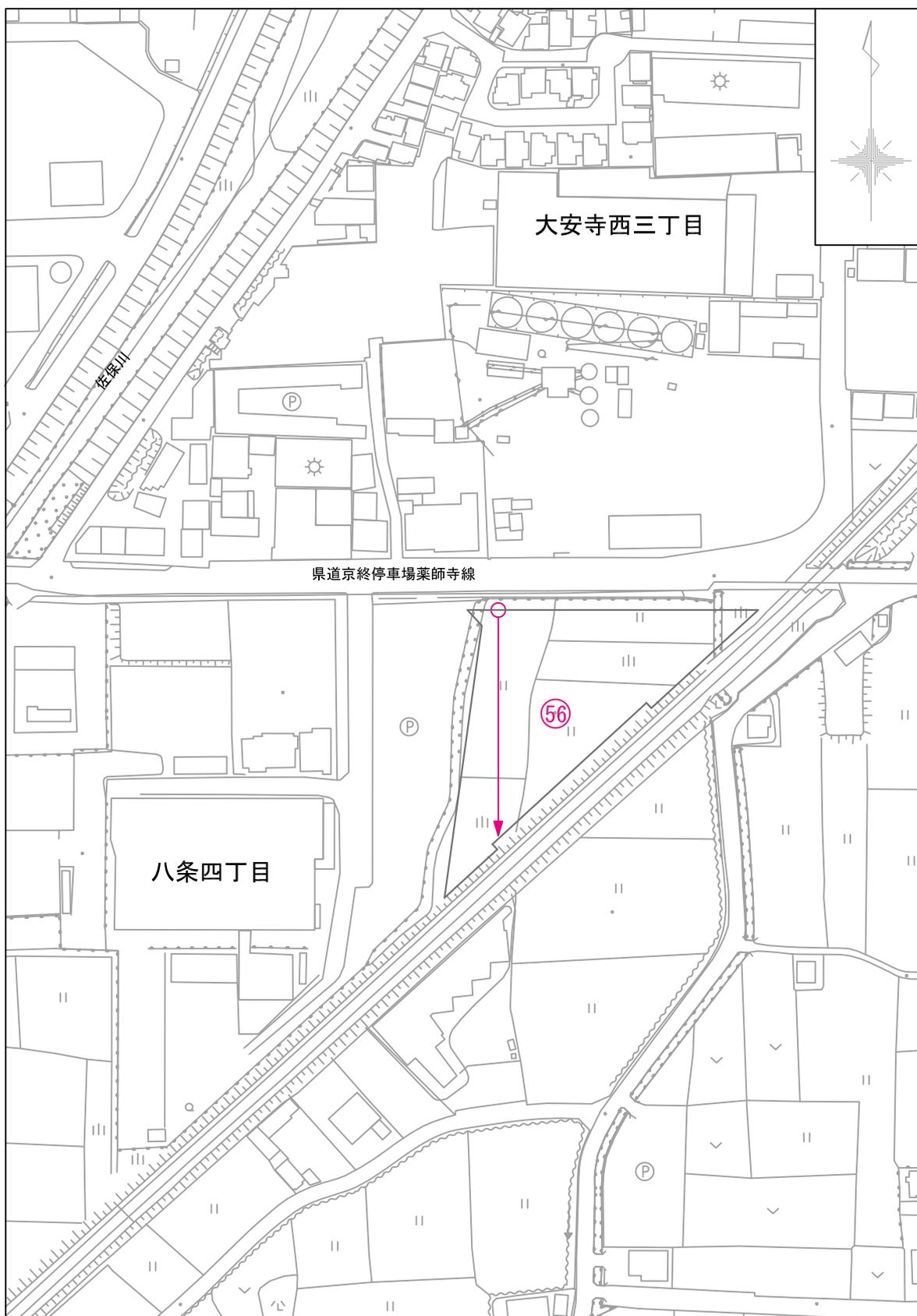
⑤⑤ 南部第720号線

→
認定しようとする路線



56 南部第721号線

認定しようとする路線



住居表示を実施すべき市街地の区域及び
当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のように定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

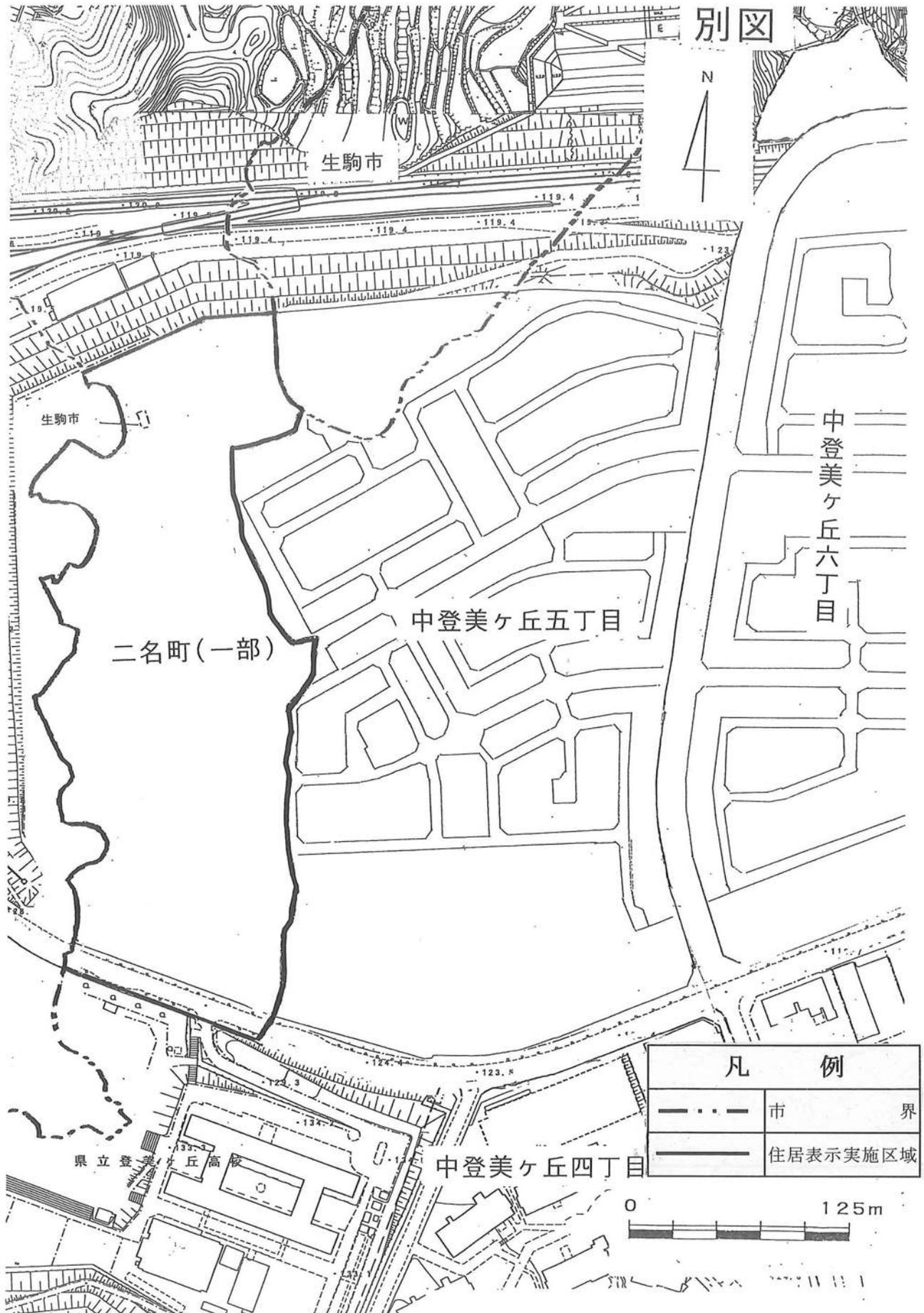


住居表示を実施すべき市街地の区域及び
当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のように定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸



公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市邑地町2786番地

奈良市立柳生診療所

奈良市横田町336番地の1

奈良市立田原診療所

奈良市月ヶ瀬尾山2790番地

奈良市立月ヶ瀬診療所

奈良市都祁白石町1084番地

奈良市立都祁診療所

奈良市大柳生町4254番地

奈良市立興東診療所

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都千代田区平河町二丁目6番3号

公益社団法人地域医療振興協会

理事長 吉新 通康

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市立診療所設置条例第2条に規定する業務の実施に関する事。
- (2) 奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所、奈良市立都祁診療所及び奈良市立興東診療所の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市四条大路南町1番22号

奈良市大安寺西地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市恋の窪二丁目6番8号

大安寺西地区自治連合会

会長 梅林 聡介

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市大安寺西地域ふれあい会館の利用に関する事。
- (2) 奈良市大安寺西地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市須川町776番地

奈良市東里地域ふれあい会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市南庄町863番地

東里地区自治連合会

会長 東浦 和男

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市東里地域ふれあい会館の利用に関すること。
- (2) 奈良市東里地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

固定資産評価審査委員会の委員のうち、沖塚勝美氏は、平成31年3月31日付けをもって、その任期が満了せられることに伴い、同氏を再び同委員会の委員として選任いたしたい。

よって、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 奈良市朱雀一丁目1番地の6

氏 名 おき 沖 つか 塚 かつ 勝 み 美

昭和20年6月20日生

履 歴 書

氏 名 沖 塚 勝 美
生 年 月 日 昭 和 2 0 年 6 月 2 0 日
現 住 所 奈 良 市 朱 雀 一 丁 目 1 番 地 の 6

学 歴

昭 和 4 8 年 3 月 中 央 大 学 文 学 部 哲 学 科 卒 業

職 歴

昭 和 4 8 年 4 月 東 京 都 入 庁 (大 田 区 教 育 委 員 会 社 会 教 育 課)
昭 和 4 9 年 8 月 同 庁 退 職
1 0 月 株 式 会 社 サ ン ホ ー ム 入 社
昭 和 5 4 年 3 月 同 社 退 職
1 0 月 株 式 会 社 谷 澤 総 合 鑑 定 所 入 社
平 成 3 年 1 0 月 同 社 退 職
1 1 月 株 式 会 社 環 不 動 産 鑑 定 所 設 立
株 式 会 社 環 不 動 産 鑑 定 所 代 表 取 締 役
平 成 2 2 年 4 月 奈 良 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 就 任
平 成 2 5 年 4 月 奈 良 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 再 任
平 成 2 8 年 4 月 奈 良 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 再 任

資 格

昭 和 6 2 年 3 月 不 動 産 鑑 定 士 登 録

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 奈良市南肘塚町47番地の23

氏 名 かわ さき えつ ろう
川 崎 悦 郎

昭和22年4月1日生

履 歴 書

氏 名 川 崎 悦 郎
生 年 月 日 昭 和 2 2 年 4 月 1 日
現 住 所 奈 良 市 南 肘 塚 町 4 7 番 地 の 2 3

学 歴

昭 和 4 4 年 3 月 佐 賀 大 学 教 育 学 部 小 学 校 課 程 卒 業

職 歴

昭 和 4 4 年 4 月 山 辺 郡 山 添 村 立 西 豊 小 学 校 教 諭
平 成 4 年 4 月 奈 良 市 立 柳 生 小 学 校 教 頭
平 成 1 9 年 3 月 定 年 退 職
4 月 奈 良 市 教 育 委 員 会 事 務 局 社 会 教 育 指 導 員
平 成 2 4 年 3 月 退 職
平 成 2 5 年 4 月 人 権 擁 護 委 員 に 委 嘱
平 成 2 8 年 7 月 人 権 擁 護 委 員 に 再 委 嘱

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 奈良市法蓮町985番地の6

氏 名 野 ^の原 ^{はら} 純 ^{じゅん}子 ^こ

昭和27年10月30日生

履 歴 書

氏 名 野 原 純 子
生 年 月 日 昭 和 2 7 年 1 0 月 3 0 日
現 住 所 奈 良 市 法 蓮 町 9 8 5 番 地 の 6

学 歴

昭 和 4 8 年 3 月 帝 塚 山 短 期 大 学 英 米 文 芸 科 卒 業

職 歴

昭 和 4 8 年 4 月 大 塚 化 学 株 式 会 社 就 職
昭 和 5 2 年 1 2 月 退 職
平 成 元 年 4 月 ア グ ア ヨ ・ イ ン ス テ イ ト ウ ト 音 楽 教 育 の 会 代 表
平 成 1 3 年 4 月 国 際 交 流 な ら ふ れ あ い の 会 代 表
平 成 1 8 年 4 月 奈 良 県 も て な し ア ド バ イ ザ ー
少 年 補 導 員
平 成 2 1 年 4 月 ユ ネ ス コ 東 ア ジ ア 子 ど も 芸 術 祭 運 営 委 員
奈 良 市 ボ ラ ン テ ィ ア 連 絡 協 議 会 役 員
9 月 奈 良 市 も て な し の ま ち づ く り 推 進 委 員
平 成 2 2 年 7 月 人 権 擁 護 委 員 に 委 嘱
平 成 2 5 年 7 月 人 権 擁 護 委 員 に 再 委 嘱
平 成 2 8 年 7 月 人 権 擁 護 委 員 に 再 委 嘱

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 奈良市荻町1264番地

氏 名 ひがし 東 よし 善 ひで 英

昭和23年6月19日生

履 歴 書

氏 名 東 善 英
生 年 月 日 昭和23年6月19日
現 住 所 奈良市荻町1264番地

学 歴

昭和46年 3月 関西大学工学部卒業

職 歴

昭和46年 4月 朝日石綿工業株式会社就職
昭和49年 4月 退職
5月 郵政省就職 天理郵便局
昭和61年 4月 茗荷郵便局
平成 元年 6月 三本松郵便局局長代理
平成 2年 6月 針ヶ別所郵便局長
平成18年 6月 退職
平成19年 4月 日本郵便株式会社近畿支社非常勤職員
平成23年 1月 荻町自治会長
平成26年 3月 退職
平成28年 7月 人権擁護委員に委嘱

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所 奈良市興隆寺町325番地

氏 名 やす 安 だ 田 み 美 さ 紗 こ 子

昭和31年5月14日生

履 歴 書

氏 名 安 田 美 紗 子
生 年 月 日 昭 和 3 1 年 5 月 1 4 日
現 住 所 奈 良 市 興 隆 寺 町 3 2 5 番 地

学 歴

昭 和 5 2 年 3 月 京 都 家 政 短 期 大 学 児 童 教 育 学 部 幼 児 教 育 専 攻 卒 業

職 歴

昭 和 5 3 年 4 月 社 団 法 人 奈 良 県 建 築 士 会 就 職
昭 和 5 5 年 4 月 社 団 法 人 奈 良 県 建 築 士 事 務 所 協 会 就 職
昭 和 5 6 年 9 月 退 職
平 成 1 8 年 2 月 奈 良 市 ご み 焼 却 施 設 移 転 建 設 計 画 策 定 委 員
平 成 2 0 年 7 月 奈 良 市 市 民 政 策 ア ド バ イ ザ ー
平 成 2 1 年 4 月 奈 良 市 消 防 団 広 報 指 導 分 団 分 団 長
平 成 2 2 年 4 月 人 権 擁 護 委 員 に 委 嘱
平 成 2 3 年 9 月 奈 良 市 教 育 委 員 会 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会 委 員
平 成 2 4 年 8 月 奈 良 市 表 彰 審 査 委 員 会 委 員
平 成 2 5 年 4 月 人 権 擁 護 委 員 に 再 委 嘱
行政 相 談 委 員 に 委 嘱
平 成 2 7 年 4 月 行政 相 談 委 員 に 再 委 嘱
平 成 2 8 年 7 月 人 権 擁 護 委 員 に 再 委 嘱
平 成 2 9 年 4 月 行政 相 談 委 員 に 再 委 嘱

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 奈良市帝塚山二丁目18番13号

氏 名 おお た あつ こ
太 田 淳 子

昭和32年12月4日生

履 歴 書

氏 名 太 田 淳 子
生 年 月 日 昭 和 3 2 年 1 2 月 4 日
現 住 所 奈 良 市 帝 塚 山 二 丁 目 1 8 番 1 3 号

学 歴

昭 和 5 4 年 3 月 同 志 社 女 子 大 学 家 政 学 部 卒 業

職 歴

昭 和 5 4 年 4 月 株 式 会 社 福 寿 園 就 職
昭 和 5 5 年 3 月 退 職
平 成 2 2 年 4 月 奈 良 市 の 地 域 教 育 を 考 え る 会 委 員 会 委 員
平 成 2 4 年 4 月 奈 良 市 教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 支 援 課 臨 時 職 員
平 成 2 5 年 6 月 奈 良 市 教 育 委 員 会 事 務 局 地 域 教 育 課 嘱 託 職 員
平 成 2 7 年 2 月 奈 良 県 放 課 後 児 童 対 策 推 進 委 員 会 委 員
平 成 3 0 年 4 月 芦 屋 国 際 学 院 大 阪 校 講 師